令和５年度第２回市町等教育長会議資料

目次

【説明項目】

１　学校におけるマスク着脱や給食等の状況について　・・・・・・・・・・・・・・・・1
２　新型コロナウイルス感染症にかかる児童生徒への影響について・・・・・・・・5
３　今後の部活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
４　学力の向上について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
５　県立夜間中学校について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
６　服務規律確保の徹底について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
７　「三重県教育ビジョン（仮称）」の策定について　・・・・・・・・・・・・・・38
８　令和５年度「三重の教育談義」の開催について・・・・・・・・・・・・・・・・45

【配布項目】

９　令和６年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について　・・・・・・・・・47

別冊１　三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針（素案）
別冊２　三重県教育施策大綱（案）
別冊３　教育を取り巻く現状に関する資料

１　学校におけるマスク着脱や給食等の状況について

１．新型コロナウイルス感染症に係る状況調査結果について

新型コロナウイルス感染症が、５月８日から５類感染症に移行したことから、県内の公立学校を対象として、児童生徒のマスクの着脱状況について５月下旬に調査を行いました。

（１）学校におけるマスク着脱の状況について

平時の授業時において、マスクを「全て外している、ほとんど外している、半分程度外している」と判断した学校の割合が、小学校８０％、中学校２４％、高等学校３９％、特別支援学校５５％となっており、中学校、高等学校では半数に達していない状況にあります。一方、登下校時については、小学校８８％、中学校６７％、高等学校８３％、特別支援学校７２％と、マスクを外す割合が高くなっています。

（２）給食等の状況について

平時の給食（昼食）時においては、「黙食を求めていない」と回答した学校が小学校４５％、中学校６１％、高等学校８６％、特別支援学校４４％となっており、高等学校で高い割合になっています。また、「近距離・対面・大声での会話を控えるよう指導している」と回答した学校は、小学校５３％、中学校３６％、高等学校１２％、特別支援学校５０％となっており、「黙食を求めていない」数値と相関した割合になっています。

２．教育長メッセージについて

６月９日に県内の公立学校の児童生徒及び保護者に向けて、教育長名のメッセージを送付しました。

メッセージを活用し、「学校生活の中では、基本的にマスクの着用は必要ないこと」、「『体育の授業、運動部活動の活動中、登下校時』は、熱中症予防の観点からマスクを外す必要があること」、「マスクの着脱等で困った時は、身近な先生や大人に相談すればよいこと」等について児童生徒に、発達段階等も踏まえ丁寧に説明をすること、加えて、基礎疾患があるなど健康上の理由等により、マスクを着用したり、着用しなかったりする児童生徒もいることから、マスクの着脱を強いることがないようにするとともに、児童生徒間で着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導することを依頼しました。

なお、感染症が流行している場合は、感染の拡大を防止することが優先されます。

３．その他

・資料①②③は、６月２０日に開催されました三重県小中学校長会第３回代表者会において配付したものです。
・７月上旬を目途に、２回目の新型コロナウイルス感染症に係る状況調査を実施する予定です。

新型コロナウイルス感染症に係る状況調査より(R５年5月末実施)

◎マスクを「すべて外している・ほとんど外している・半分程度外している」
学校数の割合

		小学校 (含義務教育学校前期)	中学校 (含義務教育学校後期)	高等学校	特別支援学校
児童生徒	授業中	80%	24%	39%	55%
	登下校時	88%	67%	83%	72%
教職員	授業中	73%	75%	68%	6%
	通勤時	90%	88%	92%	89%

◎給食（昼食）時の黙食に関わっての割合

		小学校 (含義務教育学校前期)	中学校 (含義務教育学校後期)	高等学校	特別支援学校
質問内容	黙食を求めていない	45%	61%	86%	44%
	近距離・対面・大声での会話を控えるよう指導	53%	36%	12%	50%
	黙食を求めている	2%	3%	2%	6%

資料②

令和５年６月９日

各市町等教育委員会事務局
学校保健担当主管課長　様
指導事務主管課長　様

三重県教育委員会事務局
保健体育課長
小中学校教育課長

マスクの着脱に関する三重県教育委員会教育長メッセージについて（依頼）

４月１日以降の学校におけるマスク着用の考え方が見直され、平時における学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対し、「マスクの着用は求めない。ただし、マスクの着脱を強いることがあってはならない。」ことが基本となり、加えて、５月８日には新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行しました。

このような状況の中、学校においては、児童生徒同士が表情豊かにコミュニケーションを図る機会を大切にするとともに、教職員が児童生徒とのコミュニケーションを通して、表情などから一人ひとりの様子を読み取り、きめ細かな指導や支援を進めることが重要です。

また、熱中症が懸念される時期柄となり、予防に向けての指導も必要となります。

つきましては、三重県教育委員会教育長から、別添のとおり、児童生徒及び保護者に向けて「マスクの着脱に関するメッセージ」を発出しますので、教職員のみなさんには、本メッセージを児童生徒及び保護者に伝えるとともに、以下の指導に当たっての留意点を踏まえて、児童生徒に適切な指導をお願いします。

教職員のみなさんへ　指導に当たっての留意点

○児童生徒にメッセージを配付するとともに、これを活用しながらマスクの着脱について丁寧に説明をする。
○児童生徒等に対して、平時の学校教育活動では、マスクの着用を求めないことが基本であり、マスクの着脱を強いることはない旨を伝える。
○気温の上昇により熱中症が心配される季節になることから、マスクを外したい児童生徒が、周囲の雰囲気によって外すことができないことのないよう、例えば、教職員が積極的にマスクを外すなどして環境づくりをし、マスクを外しても良いことをしっかり伝える。
○基礎疾患があるなど健康上の理由等により、マスクを着用したり、着用できない児童生徒もいることから、マスクの着脱を強いることがないようにする。また、児童生徒間で着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導する。
○児童生徒から、マスクを外したくても外せない等の相談を受けた場合には、児童生徒の気持ちに寄り添って対応する。

【事務担当】
保健体育課　健康教育班　岸本　茉莉　TEL：059-224-2969
小中学校教育課　小中学校教育班　山本　正人　TEL：059-224-2963

児童生徒のみなさん・保護者のみなさまへ

毎日、暑い日が続いており、本格的な夏が近づいてきましたが、身体が暑さに慣れていない時期でもあります。そこで、みなさんに大切なお願いがあります。

学校生活では基本的にマスクの着用がいらなくなり、新型コロナウイルス感染症が5類感染症になりました。これまでマスクの着用が長く続いたため、マスクを外すことにとまどいのある人もいるかと思いますが、これからの時期は、特にみなさんの命と健康を守るため、熱中症を予防する必要があります。

●学校生活の中では、基本的にマスクの着用は必要ありません。
●体育の授業、運動部活動の活動中、徒歩や自転車での登下校の時には、マスクを外しましょう。
※マスクを着用していると、のどの渇きを感じにくくなるので、特に屋外にいる時や運動する時のマスク着用は、熱中症になりやすいため注意が必要です。
●マスクを着ける理由は様々です。マスクのことで困った時は、身近な先生や大人に相談してください。

※登下校時の混雑した電車やバスの中では、マスクの着用が推奨されています。
※マスクの着用については、自分の健康管理を第一に考えてください。
なお、感染症が流行している場合は、感染の拡大を防止することが優先されます。

保護者の皆様、地域の皆様におかれましても、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和5年6月9日
三重県教育委員会　教育長　福永　和伸

2　新型コロナウイルス感染症にかかる児童生徒への影響について

新型コロナウイルス感染症については、本年４月１日から、学校教育活動にあたってマスクの着用を求めないことが基本とされるとともに、５月８日以降、感染症法上の分類が５類感染症に移行されたことにより、個人の選択を尊重し、個人の自主的な取組を基本とする対応に転換されています。

新型コロナウイルス感染症が流行し始めてから、約３年余りの間、感染症対策の徹底が求められたことにより、児童生徒や学校教育活動にはさまざまな影響がありました。そのうち、今後留意すべきと考えられるものについて、下記のとおり取りまとめました。

1　新型コロナウイルス感染症の影響による児童生徒の変化に関するアンケート結果

（1）令和４年度に、新型コロナウイルス感染症の児童生徒への影響を調べるため、養護教諭とスクールカウンセラーを対象に、「新型コロナウイルス感染症の影響による児童生徒の変化に関するアンケート」を実施しました。（表１）

（2）その結果、半数以上の養護教諭とスクールカウンセラーが「気分が落ち込んだり、憂うつになったりする子どもが増えた」「友人との関係に不安を抱く子どもが増えた」「生活リズム（朝食、睡眠時間等）が乱れがちな子どもが増えた」と回答しているなど、コロナ禍が児童生徒の心身の状態にさまざまな影響を及ぼしている状況がみられます。

（3）コロナ禍による家庭環境の変化や、マスクを着けたままの学校生活などの対応が取られたことにより、児童生徒が友だちとコミュニケーションを取りにくい状況であったことなどが、要因の一つとして考えられます。

表１：新型コロナウイルス感染症の影響と思われる児童・生徒の変化・様子

	気分が落ち込んだり、憂うつになったりする子どもが増えた	友人との関係に不安を抱く子どもが増えた	生活リズムが乱れがちな子どもが増えた	（感染防止以外の理由で）学校に登校しづらいと感じている子どもが増えた	運動不足や体力が低下している子どもが増えた
養護教諭	52%	54%	66%	62%	87%
スクールカウンセラー	68%	63%	53%	61%	－

※新型コロナウイルス感染症の影響による児童生徒の変化に関するアンケート
（令和元年度以前から、現任校で勤務している養護教諭、同一校種の学校に配置されているスクールカウンセラーを対象に実施）

（4）今後の対応

①今年度も同様の調査を実施して、児童生徒の変化を把握します。

②教職員が児童生徒に適切な指導や支援を行うことができるよう、「こころに関する研修会」を開催します。

③市町教育委員会の健康教育担当者を対象とした連絡協議会において、児童生徒の健康状態の改善の参考となる啓発資料等を紹介します。

2　不登校児童生徒の増加

（1）毎年国が実施している、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、不登校となった児童生徒数はコロナ禍前と比較（令和元年度と令和３年度の比較）して、小中学校で増加しています。（表２）

（2）前述の「新型コロナウイルス感染症の影響による児童生徒の変化に関するアンケート」では、約６割の養護教諭、スクールカウンセラーが、「（感染防止以外の理由で）学校に登校しづらいと感じている子どもが増えた」と回答しており、コロナ禍が児童生徒の学校に登校する意欲に影響を及ぼしている状況がみられます。

（3）感染症対策により、生活リズムが乱れやすい状況が続いたことや、修学旅行や運動会、文化祭などの学校行事の規模縮小や延期・中止、部活動の活動制限などにより、交友関係を深めることができる機会が減少したことなどが、不登校児童生徒の増加の要因の一つとして考えられます。

表２：本県の公立小中学校における不登校児童生徒の推移

（単位：人）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度（令和元年度）	令和２年度	令和３年度
小学校	566	672	695	823	1,059
中学校	1,549	1,599	1,612	1,616	2,084
計	2,115	2,271	2,307	2,439	3,143

（4）今後の対応

①令和５年４月に設置した不登校総合支援センターを中心に、各学校への支援、多様な活動や交流の場の提供、保護者も含めた相談の充実、福祉等の関係機関や民間団体との連携等を通じて、児童生徒一人ひとりに応じた、より効果的な支援を実施します。

②悩みや不安のある児童生徒に対して、担任や養護教諭の日常的な関わりに加えて、心理の専門家であるスクールカウンセラーや、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーによる相談しやすい環境づくりを推進します。

3　児童生徒の学力への影響

（1）「全国学力・学習状況調査」の結果に対する国の分析では、「臨時休業期間の長さと各教科の平均正答率の間には、全体でみると相関はみられなかった」とされています。

（2）本県においては、新型コロナウイルス感染症の影響下であっても、児童生徒の学びを止めることがないよう、１人１台端末を活用したオンラインでの学習の実施など、学習機会の確保・充実に取り組んできたところですが、令和４年度調査における、国語、算数・数学の平均正答率の全国平均との差は、コロナ禍前と比べ、小学校では大きく、中学校ではほぼ同水準となっています。（表３－１）

（3）平日の学校以外における勉強時間は、コロナ禍前と比べ、小学生で減少し、中学生はほぼ同水準となっています。一方で、平日のテレビゲーム等の使用時間は、小学生、中学生とも増加しています。（表３－２、表３－３）

（4）県教育委員会調査による「勉強することが好きな子どもたちの割合」は、コロナ禍前と比べて、小学生で下回り、中学生で上回っている状況です。（表３－４）

（5）国においても引き続き、「全国学力・学習状況調査」の結果におけるコロナ禍との関係性について分析を行っていく必要があるとしていることから、児童生徒の学力や学習に関する状況を注視していく必要があります。

表３－１：国語、算数・数学の平均正答率：三重県

		平成31年度（令和元年度）	令和４年度
小学校	国語	64.2%(+0.4)	64.5%(-1.1)
	算数	66.7%(+0.1)	62.2%(-1.0)
中学校	国語	71.7%(-1.1)	68.2%(-0.8)
	数学	60.3%(+0.5)	51.9%(+0.5)

※全国学力・学習状況調査　（　）の数値は、全国平均との差

表３－２：平日に学校の授業時間以外に１時間以上勉強している割合：三重県

	平成31年度（令和元年度）	令和４年度	平成31年度（令和元年度）と令和４年度の比較
小学生	64.2%(-1.9)	56.5%(-2.9)	−7.7
中学生	67.5%(-2.3)	68.5%(-1.0)	＋1.0

※全国学力・学習状況調査　（　）の数値は、全国平均との差

表３－３：平日にテレビゲーム等を３時間以上使用している割合：三重県

	平成29年度（平成30年度・31年度は調査項目になし）	令和４年度	平成29年度と令和４年度の比較
小学生	19.4%(+1.8)	33.1%(+2.4)	＋13.7
中学生	23.6%(+2.2)	33.4%(+3.6)	＋9.8

※全国学力・学習状況調査　（　）の数値は、全国平均との差

表３—４：勉強することが好きな子どもたちの割合

	平成31年度（令和元年度）	令和４年度	平成31年度（令和元年度）と令和４年度の比較
小学生	65.9%	60.4%	−5.5
中学生	60.5%	61.2%	＋0.7

※三重県教育ビジョン【基本施策１】子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成　施策の数値目標

（6）今後の対応

①市町教育委員会が、令和４年度の学力向上の取組を検証し、授業改善や学習内容の定着、学習習慣等の確立に向けて作成する令和５年度の「アクションプラン」が、学力・学習状況の改善につながるよう、市町や学校の求めに応じた教職員の授業力向上に向けた研修への指導・助言を実施します。

②三重県ＰＴＡ連合会等と連携し、児童生徒の学習習慣等の確立に向けた情報発信を行います。

4　地域等と連携した学習

（1）「全国学力・学習状況調査」では、「今住んでいる地域の行事に参加していますか」との質問に、肯定的な回答をした児童生徒の割合が減少しています。(表４－１)

（2）県立特別支援学校では、児童生徒と地域の小中学校との交流および共同学習を実施していますが、コロナ禍で実施回数が減少し、児童生徒が多様な他者との交わりを通じて、人間関係の形成や社会性を身に付けることに影響を及ぼしている状況がみられました。

（3）学校休校に伴う学校図書館利用の制限や、地域図書館の臨時休館、入場制限等の影響により、児童生徒の不読率が上昇しており、児童生徒の図書離れが懸念される状況となっています。（表４―２）

（4）これらの要因として、学校現場において感染対策上の必要性から、児童生徒同士が触れ合う集団的な活動や体験的な活動、また地域の方と協働した活動が制限されてきたことなどが考えられますが、今後は、これまで制限されてきた教育活動について、その必要性を十分に検討した上で、実施のあり方を考えていく必要があります。

表４－１：今住んでいる地域の行事に参加していますか」の質問に、肯定的な回答をした児童生徒の割合：三重県

	平成31年度（令和元年度）	令和４年度	平成31年度（令和元年度）と令和４年度の比較
小学生	74.1%	58.3%	−15.8
中学生	56.8%	46.8%	−10.0

※全国学力・学習状況調査

表４－２：「学校の授業以外に、普段（月曜日から金曜日）、１日あたりどれくらいの時間読書しますか」の質問に、「全くしない」と回答した児童生徒の割合：三重県

	平成31年度（令和元年度）	令和４年度	平成31年度（令和元年度）と令和４年度の比較
小学生	19.1%	28.3%	+9.2
中学生	38.7%	42.2%	+3.5

※全国学力・学習状況調査

（5）今後の対応

①指導主事や各事業、教科等で行われる研修会等で、「各地域の学校行事や体験活動の取組」を共有し、学校の集団的な活動や体験活動、地域と連携した活動支援を実施します。

②特別支援学校の児童生徒について、直接的な交流に加えて、オンラインによる交流に取り組むとともに、市町教育委員会へ副次的な籍の導入に向けて働きかけるなど、交流および共同学習を充実するための取組を推進します。

③県立学校の「読書活動推進モデル校」において、自校に応じた図書館リニューアル計画を策定し、図書館の環境整備や放課後の閉館時間の延長、読書に関わるイベント等に取り組んで、生徒が利用したくなるような学校図書館づくりを推進します。

④モデル市町にアドバイザーを派遣して、児童生徒が本に親しむための学校図書館の工夫等について助言や支援を実施します。

5　児童生徒の体力への影響

（1）令和４年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、コロナ禍前と比べて体力合計点の低下や、体育授業を除く１週間の総運動時間が 420 分以上の児童生徒の割合について低下傾向がみられます。（表５－１、表５－２）

（2）前述の「新型コロナウイルス感染症の影響による児童生徒の変化に関するアンケート」では、87％の養護教諭が「運動不足や体力が低下している子どもが増えた」と回答しています。

（3）新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校行事や部活動の制限などの影響により、体を動かす機会が減少したことなどが、要因の一つとして考えられます。

表５－１：体力合計点（平均値）：三重県　　（単位：点）

		平成 31 年度（令和元年度）	令和４年度	平成 31 年度（令和元年度）と令和４年度の比較
小学校第５学年	男子	53.51(-0.10)	52.22(-0.06)	-1.29
	女子	55.48(-0.11)	54.26(-0.05)	-1.22
中学校第２学年	男子	41.60(-0.09)	41.89(+0.85)	+0.29
	女子	50.05(-0.17)	48.15(+0.73)	-1.90

＊全国体力・運動能力、運動習慣等調査　（　）の数値は、全国平均値との差

表５－２：体育授業を除く１週間の総運動時間が 420 分以上の児童生徒の割合：三重県

		平成 31 年度（令和元年度）	令和４年度	平成 31 年度（令和元年度）と令和４年度の比較
小学校第５学年	男子	50.2%（-1.3）	50.0%（-0.3）	-0.2
	女子	27.4%（-2.7）	28.5%（-0.8）	+1.1
中学校第２学年	男子	87.6%（+4.1）	85.3%（+5.8）	-2.3
	女子	68.7%（+7.0）	66.5%（+7.6）	-2.2

＊全国体力・運動能力、運動習慣等調査　（　）の数値は、全国平均値との差

（4）今後の対応

①コロナ禍では実施できなかった教員を対象とした参集形式の体育授業指導力向上研修会を実施します。

②児童生徒が運動やスポーツに積極的に親しむ体育授業の実施に向けた取組を推進します。

③各学校が学校全体で取り組む体力向上の１つである、全校児童が休み時間に縄跳びをするなどの「１学校１運動」をより一層進められるよう、体力合計点の高い学校の事例紹介や、各学校が自校の分析結果を反映させた体力向上の取組をサポートします。

6　新型コロナウイルス感染症に係る差別の防止

（1）県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別が生じないよう、感染の拡大状況やワクチン接種の開始時期に合わせて、下記の人権学習指導資料を発行し、学校に配付してきました。

①「なくそう！新型コロナウイルス感染症に係る偏見、いじめ・差別」（令和２年５月）

・ 県内の感染者数が 50 例以下だった時期に配付
・ 主に感染に関わる噂や「コロナ」を使ったからかいを防止する学習内容

②「考えよう！新型コロナウイルスに感染したときのこと」（令和２年９月）

・ 県内で感染が拡大し、500 例を超える状況となった時期に配付
・ 主に自分や身近な人が感染した場合の対応等について考える学習内容

③「知っておこう！新型コロナワクチン接種に関すること」（令和３年８月）

・ 12 歳以上の子どもへのワクチン接種の機会が確保されていく時期に配付
・ 主に接種の選択を尊重することや強制につながる同調圧力について考える学習内容

（2）令和４年度末には、「マスクをする・しない」によって偏見や差別が生じることのないよう、教職員がマスクの着脱を強いることなく、子どもたち一人ひとりの意思を尊重した対応を行うことなどについて、各学校に通知を行ってきました。

（3）以上のような新型コロナウイルス感染症に係る差別の未然防止に努めてきたところですが、児童生徒の間で「コロナ」という言葉を使ったからかいや、感染者を避ける行為などの人権侵害事案が、令和４年度末までに 19 件発生しています。

（4）今後の対応

①新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行されたことに伴い、学校生活ではマスクの着用を求めないことが基本となっていますが、マスクを外すことに戸惑いのある児童生徒もいることもふまえ、引き続き新型コロナウイルス感染症に係わる差別の発生に注視して、適切な対応を実施します。

②児童生徒の言動に「差別的な内容が含まれていないか」「差別意識が潜んでいないか」を教職員が感知できるよう、研修を充実します。

3　今後の部活動について

1　「中学校における休日の部活動の地域移行」の進め方について

（1）国の方針

令和４年12月に『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』が策定され、基本的な考え方が示され、県の役割として、①協議会の設置、②方針の提示、③情報発信が示された。

（2）県の取組

① 協議会の設置

・令和２年に設置した、「部活動あり方検討委員会」を中学校における休日の部活動の地域移行について協議する「県の協議会」として位置付ける。

② 方針の提示

・「部活動あり方検討委員会」の中に、県関係課による作業部会を設置し、「三重県部活動ガイドライン及び新たな地域クラブ活動方針(仮称)」を策定する。

③ 情報発信

・令和５年度中に概ね全ての市町に、中学校における休日の部活動の地域移行について関係者が話し合う「市町の協議会」が設置される見込であり、その協議会を通じて、学校・保護者・競技団体をはじめ、県民の理解が得られるよう周知に努める。

④ その他

・６月から、保健体育課内に「部活動改革コーディネーター」を１名配置し、各市町の協議会の検討状況や課題・問題点を把握するとともに、必要に応じて助言を行う。

・地域クラブ活動の指導者を養成するための研修会を開催する。

（3）今後の方向性

・各市町によって、中学校の数や生徒数、部活動の種類、受け皿となり得る団体、指導者や活動場所、移動手段の状況が異なり、直面している課題もさまざまであることから、画一的に推進していくことは困難である。

・各市町の状況を把握し、好事例の共有等を図るとともに、まずは、部活動に外部指導者を入れるなど、地域連携から始めて、可能な部活動から地域移行できるように、地域の実情に応じて段階的に進める。

2　「三重県部活動ガイドライン及び新たな地域クラブ活動方針」の策定について

（1）背景

国のガイドラインが示され、令和５～７年度までの３年間を改革推進期間と位置づけ、地域連携・地域移行に向けた環境整備のために実証事業等に取り組み、段階的な「地域連携・地域移行」を進めることとされた。

しかしながら、「中学校における休日の部活動の地域移行」の達成時期、学校部活動の存続や教員の関わり方、保護者による費用負担なども含めて、地域移行の明確なイメージとゴールが示されていない。

また、運営団体の経費や指導者の人件費など、地域移行を進めるために必要な事業費について、十分な予算措置がなされておらず、今後の国の補助制度の構築や財源が不明確なため、将来の見通しを立てることが難しい。

（2）他県の状況　※別紙参照

国のガイドラインにおいても、地域移行の明確なイメージやゴールが定まっておらず、国の予算措置等が不透明な状況にある。このため、多くの県において明確な「推進計画」を定めることは難しいと判断し、「方針」「手引き」「ガイドライン」等の呼称を用いて、国のガイドラインに準じて方向性を示している例が多い。

（3）全体構成

前半部分は、「三重県部活動ガイドライン」、後半部分は、「新たな地域クラブ活動方針」の２部構成とする。

なお、前半部分については、現行の「三重県部活動ガイドライン」をベースに、国のガイドラインで示された「部活動の地域連携」などの新たな内容を追記するとともに、参考資料等を見直す。

また、後半部分については、国のガイドラインをベースに、そのうち重要なところをふまえて、本県の状況に応じた内容とする。

加えて、地域連携・地域移行した場合の想定パターンや県内で先行している地域や市町の事例を記載する。

（４）作業スケジュール（予定）

第１回作業部会　作業確認（素案）	５月３１日（水）
県ガイドライン・方針素案確認（関係課）	６月１５日（木）
第１回部活動のあり方検討委員会	６月２８日（水）
第１１回市町等担当者意見交換会	７月中旬
第２回作業部会　中間案策定	７月中旬
第２回部活動のあり方検討委員会	９月上旬
県議会教育警察常任員会　中間案報告	９月議会（１０月５日）
パブリックコメント(予定)	１０月１５日～１１月２日
第３回作業部会　最終案確認（関係課）	１１月中旬
第３回部活動のあり方検討委員会	１１月下旬
県議会教育警察常任員会　最終案報告	１２月議会（１２月１４日）

令和５年度　部活動のあり方検討委員会　委員一覧

1	三重大学教育学部准教授	大隈 節子
2	三重県市町教育長会 四日市市教育委員会教育長	廣瀬 琢也
3	三重県小中学校長会副会長 四日市市立南中学校長	齋藤 孝太郎
4	三重県立学校長会 県立宇治山田商業高等学校長	江崎 徹
5	三重県教職員組合書記長	黒田 喜昭
6	三重県中学校体育連盟理事長 鈴鹿市立神戸中学校教諭	八尾 晃二
7	三重県高等学校体育連盟理事長 県立稲生高等学校教諭	池田 庸祐
8	三重県高等学校野球連盟常務理事 県立川越高等学校教諭	愛洲 秋人
9	三重県高等学校文化連盟事務局長 県立神戸高等学校教諭	杉江 典嗣
10	三重県中学校吹奏楽連盟会長 鈴鹿市立平田野中学校長	上田 章善
11	三重県PTA連合会専務理事	木原 剛弘
12	三重県高等学校PTA連合会会長	佐野 匡史
13	公益財団法人三重県スポーツ協会専門員	野垣内 靖
14	株式会社ジャパンスポーツ運営専務取締役	豊田 さおり
15	いすずウキウキクラブ事務局長	東浦 久修

他県の方針・ガイドライン調べ（各都道府県ＨＰによる）　令和５年５月２５日現在

	都道府県	方針・ガイドライン等名称	国の項目とほぼ同じ	都道府県独自	備考
1	北海道	北海道の部活動の在り方に関する方針（R5.3） 北海道部活動の地域移行に関する推進計画（R5.3）	-	○	
2	青森県	青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画（R5.4）		○	
3	岩手県	公立中学校の学校部活動における地域クラブ活動への移行に向けた手引き（R5.3）	○		令和５年３月に手引き、令和５年度中に、「方針」を作成予定。 （国のガイドラインに沿ったものになる予定。県と教育委員会で連名）
4	宮城県	学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン第１版（R5.3）	○		
5	山形県	山形県における部活動改革のガイドライン（R5.3）	○		ガイドラインのみ発出。今後、部活動の改革方針を作成予定。
6	茨城県	茨城県地域クラブ活動ガイドライン（R5.2） 茨城県「部活動の運営方針」（R4.12）		○	
7	栃木県	とちぎ部活動移行プラン（R5.3）		○	
8	千葉県	地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン（R5.3）	○		ガイドラインのみ発出。推進計画は作成しない予定。
9	東京都	学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン（R5.3）	○		推進計画も策定。
10	新潟県	休日の部活動の段階的な地域移行について（R4.11）		○	
11	福井県	学校部活動および新たな地域クラブ活動のあり方等に関する方針（R5.3）	○		（国のガイドラインにならった）方針のみ作成、今後推進計画等作成しない予定。
12	岐阜県	岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（R5.3）	○		
13	静岡県	学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針(R5.2)	○		部活動ガイドラインはこれまでのものを活用 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針を令和５年２月に県教委で作成。これ以降、推進計画等を作成する予定はない。各市町で、地域移行をできるところから進める。
14	岡山県	学校部活動の在り方に関する方針（R5.3） 学校部活動指導資料(R5.3)	○		保健体育課で、令和５年３月に「学校部活動指導資料」を作成した。国の動向を見ながらできるところから進めていく。国の方向性も定まらないので、「計画」は立てにくいと感じている。
15	徳島県	徳島県における中学校の部活動の地域移行に向けての手引き（素案）（R5.2）		○	「中学校の部活動の地域移行に向けての手引き」を作成した。推進計画は作成しない予定。
16	香川県	学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（R5.3）	○		総合的なガイドライン(令和５年３月）のみ。全体のロードマップは、各市町の取組状況が異なるため作成しない方向。各市町で、できるところから地域移行を進める。
17	福岡県	福岡県における地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン（R5.3）		○	
18	長崎県	長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針（R5.3）	○		令和４年７月に「推進計画」を作成。それを受けて、令和５年３月に「方針」を策定。
19	大分県	大分県の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針（R5.3）	○		令和４年度、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針を作成。推進計画は作成しない。国の方向性が定まらない中、市町の進み度合いにも違いがあるので、具体的な計画を示すのは難しいと考えている。具体的な内容は、担当者会議等で示していく予定。

※ＨＰで「地域クラブ活動」の方針等について確認できる
１９都道府県　　12　　7

三重県部活動ガイドライン及び新たな地域クラブ活動方針（仮称）
素案に係る各市町からの主な意見について

学校部活動の意義（Ｐ１）

【１市町】

・①「学校部活動を無くして地域クラブ活動」とするのか、②「地域連携等で意義ある学校部活動」として残すのか　本素案の中に、目指すべきビジョン（あるべき姿やゴール）が県として明確に示されていません。

生徒にとって望ましい持続可能な部活動の視点から（Ｐ１）

【２市町】

・全体を通して、部活動には運動部活動と文化部活動の両方があることを念頭に表記する必要があると考えます。

・「少子化による生徒数・教員数の減少を背景に、部活動数が減少しており…」とあるが、本市では大きな変化はない。裏付けるデータがあれば掲載した方がよい。

活動時間の設定（Ｐ５）

【４市町】

・平日２時間「以下」を２時間「程度」に、休日３時間「以下」を３時間「程度」とし、スポーツ庁並びに文化庁策定のガイドラインと合わせてはどうか。

・現段階では、部活動は平日の学校と休日の地域クラブが対象で、平日の地域クラブの活動はあくまでも地域クラブ活動と解釈できる。よって、平日２時間という制限は、あくまでも学校部活動を対象としたもので、帰宅後の活動を制限するものではないと考える。

地域人材の活用（Ｐ６）

【２市町】

・地域に専門性を有する人材がいない場合の対応策を記述していただきたい。

合同チームの取組（Ｐ７）

【４市町】

・吹奏楽部の合同バンド等による活動もありうると思いますのでそのことを念頭に置きました。合同チーム→合同チーム・団体、運動部の団体競技→団体種目・部門、少人数の運動部活動→少人数の部活動、合同チーム→合同チーム・団体、スポーツに→活動に、合同チーム→合同チーム・団体

・合同チームの編成を検討・実施するにあたっては～の部分で、練習場所への移動手段についても生徒や保護者理解を得る必要があるかと思います。

新たな地域クラブ活動（Ｐ１０）

【２市町】

・「新たに」つくらなければならないのか。「新たに」つくる資源（人的・予算・組織）はどこにあるのでしょうか。

また既存のスイミングスクールやサッカーのクラブチーム等の活動においては、このガイドラインに記載されている、運営方法や休養日等に縛られずに活動しているが、そういった団体との差は何か、整合をどうとるのか、明確な説明が記載されていません。（そもそも学校部活動でない、「地域クラブ活動は運営団体・実施主体の管理下で行われる活動」であるため、教育委員会が示すガイドラインはどこまで有効なのでしょうか。）

指導者の質の保障（Ｐ１１・１２）

【３市町】

・「イ　文化芸術団体等は、指導者の質を保障するための研修等実施の際、これまでの文化部活動の意義や役割について、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意する必要があります。」とあるが、スポーツは指導者資格の取得等の重みがあるが、文化芸術団体等の指導者資格はないので、部活動を指導する上での研修がより重要である。具体的な研修内容の記載の必要性。

・スポーツドクターやトレーナーとの連携は難しいことと感じられます。現在、学校の部活動でそこまできちんとしている部活動はあるのでしょうか。

教員等の兼職兼業（Ｐ１３）

【４市町】

・「兼職兼業の許可を得られるよう、」とあるが時間外労働に含んでしまうと、１か月で１２時間の時間外労働をすることになる。今の状況ではとても厳しいので、兼職兼業を謳うなら時間外労働に入れなくてもいいようにするべきです。

・「子どものために」と頑張りたい教職員が動けるようにすること、子どもと保護者の思いに対応できるようにすることが可能な状態にすることは重要ではあると思います。矛盾しますが、もしものことが起きてしまった場合の対応が大変になることが容易に想像できます。その場合、学校から部活動が離れている状態なのに学校として責任が問われることは必至になる。

ここでは、教師等の健康への影響や、労働時間等の確認に関する記述があるので表記としては悪くないとは思います。

活動場所（Ｐ１４）

【２市町】

・イ　県立学校では営利を目的とした学校施設の利用は認めているのか。もしそうならば，利用できる条件を明記していただきたい。

検討体制の整備（Ｐ１７）

【１市町】

・県教委から市町教委へ検討体制の整備を求めるのと同様に、県のスポーツ文化振興担当部署から市町のスポーツ文化担当部署へも検討体制の整備をもっと求めていただきたいです。市教委からの連携協力だけでは限界があります。

休日の部活動の地域連携・地域移行の段階的推進（Ｐ１８）

【１市町】

・段階的移行は一方方向で進むものではないことも想定されます。例えば地方では高齢化も進んでおり、団体の運営や指導者が持続可能に運営できるわけではなく、場合によっては受け入れ団体が成立しなくなることも十分に考えられます。生徒や保護者が振り回されてしまうことを考えると、本当に早期の実現を目指すとの記載でよいのでしょうか。慎重に進めていくことは考えなくてもよいのでしょうか。

県内29市町における部活動の地域連携・地域移行の進捗状況

市町名	中学校数	運動部活動数	文化部活動数	R5の地域連携予定（地域連携済み含む）				R5の地域移行予定（地域移行済み含む）				R5に移行予定（移行済みを含む）の学校、部活動、運営団体・実施主体	令和5年度の休日における地域移行の具体的な取組・方向性、考え方等	地域移行を進めるうえでの課題	候補となる受け皿	候補となる指導者
				運動部		文化部		運動部		文化部						
				中学校数	部活動数	中学校数	部活動数	中学校数	部活動数	中学校数	部活動数					
1 桑名市	9	95	22	6	6	3	3	0	0	0	0	・令和5年に移行する予定はない。桑名市として、部活動在り方検討員会を年4回実施し、休日の部活動の地域移行における受け皿となりうる団体、また、その運営団体について協議を行っていく予定である。 ・学校や中体連専門部と連携しながら、令和6年度以降に向けた試験的な部活動に関わる地域移行、地域連携に関わる研究を行う予定である。	4月 部活動在り方検討委員会設立委員会の実施は6月より年4回を予定 9月以降 地域移行に関わる試験的な実施 ・拠点校方式での休日練習 ・高校やスポーツ団体との連携等意向調査等	・スポーツ団体委託に関わる予算 ・教員と同等の指導ができる指導員の確保と指導員への報酬 ・部活の受け皿となりうるスポーツ団体等の確保 ・コーディネーターについて、再任用職員が兼務できないことが課題	①総合型（サッカー） ②少年団【把握した段階】 陸上、野球、剣道等 ③その他スポーツ団体　バレーボール、ソフトテニス等	左記の通り、アンケート等により把握はしているが、現段階（R5.5.22）において、具体的な指導者について確認には至っていない。
2 木曽岬町	1	5	1	1	1	0	0	0	0	0	0	・令和5年度を準備期間とし、令和6年度以降の地域移行を目指す。 ・木曽岬中学校の柔道部は、令和5年度から段階的にスポーツ少年団に地域移行する。 ・指導者は、部活動外部指導者として登録しているスポーツ少年団の指導者が担うが、大会には「木曽岬中学校」として登録し、出場する予定である。（地域移行の部活動には計上していない）	＜取り組み予定＞ 5月～10月 ・教職員意向調査 ・地域スポーツ団体と協議 ・指導者確保の取り組み ・町部活動地域移行準備委員会①を実施 10月～11月 ・次年度予算の策定 1月～2月 ・町部活動地域移行準備委員会②を実施 3月 ・保護者周知	・地域の受け皿との調整 ・指導者の確保 ・保護者の費用負担（負担軽減策） ・スポーツ保険の加入 ・保護者周知 ・教職員の意向確認と兼職兼業の対応	①総合型（きそさきAZクラブ）・野球、卓球、バレーボール、ソフトテニス ②スポ少・柔道	①総合型・野球、卓球、バレーボール、ソフトテニス（次年度依頼していく） ②スポ少・柔道
3 いなべ市	4	48	3	0	0	0	0	0	0	0	0	・令和5年度に移行予定の学校・部活動はない。	・いなべ市中学校部活動在り方検討委員会を年3回開催し、当市に適した地域移行モデルについて、学校・教育委員会・スポーツ協会・芸術文化協会等との協議を継続する。 ・児童生徒、保護者、小中学校教職員等に地域移行の趣旨や目的、方向性を示すとともに、地域移行に係る調査を実施し、地域移行に参加・参画する当事者意識を醸成する。 ・部活動指導員を市内全中学校に配置し、地域連携を進める。 ・令和5年度は管理運営組織（担当2名）を配置し、令和6年度からモデル校において休日の部活動の段階的な地域移行を進めるための準備を行う。	・保護者の経済的負担 ・指導者の確保と育成、報酬 ・大会の見直し ・管理運営組織の業務	・いなべ市スポーツ協会 ・いなべ市芸術文化協会等	・いなべ市スポーツ協会 ・いなべ市芸術文化協会等
4 東員町	2	18	2	0	0	0	0	0	0	0	0	・令和5年度に移行予定の学校・部活動はない。	6月 協議会設立予定 令和5年から令和7年は地域移行しないが、町内の組織や人材でどのような形態が適しているのかを検討するとともに、部活動指導員を継続配置して令和8年からの地域移行につなげる。（令和8年度一定数の部活動を地域移行する予定）	①指導者の確保 ②平日と休日の指導者の連携 ③事業主体の在り方	・東員町スポーツ協会	未定

県内29市町における部活動の地域連携・地域移行の進捗状況

市町名	中学校数	運動部活動数	文化部活動数	R5の地域連携予定（地域連携済み含む）				R5の地域移行予定（地域移行済み含む）				R5に移行予定（移行済みを含む）の学校、部活動、運営団体・実施主体	令和5年度の休日における地域移行の具体的な取組・方向性、考え方等	地域移行を進めるうえでの課題	候補となる受け皿	候補となる指導者
				運動部		文化部		運動部		文化部						
				中学校数	部活動数	中学校数	部活動数	中学校数	部活動数	中学校数	部活動数					
5 四日市市	22	205	65	22	30	22	4	22	41	9	9	・総合型地域スポーツクラブにおける地域移行 「楠スポーツクラブ」⇒楠中学校　・軟式野球・陸上・卓球・バレーボール・サッカー・軟式テニス・美術創作「さんさん」 ⇒ 三重平中学校　・軟式野球部、女子バレー部、バスケットボール部「うつべ☆スター」⇒内部中学校　・「うつべ☆スター」所属クラブに内部中の生徒が休日に参加 ・拠点型活動 R4モデル実施の「剣道」に加え、「軟式野球」「吹奏楽」を追加 「剣道」：四日市剣道協会 「軟式野球」：三重県軟式野球連盟四日市支部 「吹奏楽」：四日市吹奏楽団	・四日市市部活動在り方検討会において協議を継続する。 ・市役所内に設置した「部活動地域移行ワーキング部会」において、教委・スポーツ部局・文化部局で具体的方策を協議する。 ・スポーツ協会を通じて、各種協会と連携し、「拠点型」を拡充する。 ・総合型地域スポーツクラブにおける地域移行を拡充する。	・教育委員会以外の他部局の理解 ・協会等との折衝 ・生徒、保護者の周知方法 ・暫定的な予算終了後の持続可能な地域クラブ活動の運営 ・指導者確保、指導者育成 ・市内施設利用についてルール作り ・教職員への兼職兼業の理解と周知	・総合型等 ・協会等各種団体 ※今後も増やす必要あり	・総合型等指導者 ・協会等各種団体指導者 ※絶対数は全く足りていない
6 菰野町	2	25	7	2	25	2	2	2	21	2	2	・総合型地域スポーツクラブ元気アップこものを運営団体とし、菰野町から指導者の配置事業を委託予定。菰野中学校と八風中学校の21部活動に元気アップこものからの指導者を配置し、地域移行を目指す。	4月　第1回検討会議 　拠点校における実施準備 5月　地域指導者向け研修会 6月　保護者アンケート 7月　第2回検討会議 8月　関係団体ヒアリング 9月　地域指導者向け研修会2 12月　地域指導者向け研修会3 1月　保護者等へのアンケート 2月　第3回検討会議 R5は、町内の両中学校21部活動に指導者を配置して地域移行を目指す。また、4部活動は部活動指導員を配置することにより平日の部活動指導を支援し、地域移行に繋げる。	・指導者確保 ・受益者負担	・総合型	・総合型
7 朝日町	1	7	3	0	0	0	0	1	1	0	0		9月 協議会設立予定 10月 地域クラブ活動開始予定 ・令和5年度は、10月からサッカー部で地域移行を行い、課題等を洗い出す。その状況を協議し、他の部活動での地域移行につなげる。	・費用負担	・教育委員会 ・スポ少 ・総合型	・退職教員 ・スポ少 ・総合型
8 川越町	1	10	2	1	1	0	0	1	1	0	0	【陸上競技部】令和4年度は、川越中学校の陸上競技部の新規入部を廃止し、令和5年度から陸上競技を行いたい生徒は少年団で活動している。なお、残った部員は、卒業まで中学校の部活動で活動し、全員が卒業した段階で部活動は廃止となる。	・各団体（スポ少、総合型、体協）等と協同で活動していくことにより、地域への移行を徐々に進めていく。 ・外部指導員としての人材を確保する。 ・部活動を行いたい教師の兼職兼業を模索していく。	①認識不足 ②人材確保 ③受け皿の確保 ④費用負担	・川越町スポーツ少年団 （令和4年度は、陸上競技部の募集を辞めた。現2・3年生は平日は部活動で、休日地域移行として活動） ・民間クラブ（ヴィアティン） （サッカー部と考えているが、桑名市や朝日町も声をかけているため、どこまで可能か不透明） ・川越FAGクラブ（総合型） （バレーボール部） ・川越町体育協会（川越町バドミントン部とR5から協同で活動していくことにより徐々に移行していく予定）	・川越町スポーツ少年団 ・民間クラブ（ヴィアティン） ・川越FAGクラブ（総合型） 校外活動部として柔道部があるため、生徒に周知している。 ・川越町体育協会

県内29市町における部活動の地域連携・地域移行の進捗状況

市町名	中学校数	運動部活動数	文化部活動数	R5の地域連携予定（地域連携済み含む）				R5の地域移行予定（地域移行済み含む）				R5に移行予定（移行済みを含む）の学校、部活動、運営団体・実施主体	令和5年度の休日における地域移行の具体的な取組・方向性、考え方等	地域移行を進めるうえでの課題	候補となる受け皿	候補となる指導者
				運動部		文化部		運動部		文化部						
				中学校数	部活動数	中学校数	部活動数	中学校数	部活動数	中学校数	部活動数					
9 鈴鹿市	10	107	39	9	13	1	1	9	15	0	0	市内中学校のソフトテニス部を対象に鈴鹿市ソフトテニス連盟の協力のもと拠点型での合同練習を実施予定。	令和4年4月　検討会設立 令和5年5月　協議会設立予定 令和5年7月　第1回協議会 ソフトテニスの専門部、ソフトテニス連盟、鈴鹿市スポーツ協会、市教委の4者で連携を図り、地域移行に向けた取組を11月以降実施予定。協議会での意見を今後の取組に反映させる。	・指導者の確保	①　企業・ソフトテニス ②　民間クラブ	①　企業・ソフトテニス ②　競技団体・ソフトテニス ③　民間クラブ
10 亀山市	3	30	9	3	4 女子 3 男子 1	0	0	0	0	0	0	・バレーボール部男女（3中学校合同）を拠点型として実施を検討している。 亀山市バレーボール協会の方を検討しているが、具体的には決まっていない。	・令和6年度に協議会が設置できるよう教育委員会・スポーツ部局・文化部局の担当者、学校関係者を含めた準備委員会を開く。 ・バレーボールの移行状況を見て、他の部活動でも可能な範囲で移行準備を進める。	・各担当部局との連携 受け皿を確保するためのスポーツ協会への働きかけ	・民間クラブ（剣道） ・民間クラブ・スポ少（陸上）	・民間クラブ（剣道） 現顧問による兼職兼業 ・民間クラブ・スポ少（陸上）
11 津市	21	171	46	0	0	0	0	0	0	0	0	・令和5年度に移行予定の学校・部活動はない。	・協議会を設置予定。 ・部活動指導員を配置し地域移行につなげる。部活動指導員を拡充予定。 ・学校部活動としての活動を継続する。 ・準備が整ったところから、地域と連携した活動等の実施を予定。	・指導者の確保 ・受け皿の確保 ・費用負担 ・スポーツ振興課との連携	①総合型（ソフトボール、女子バスケットボール、ソフトテニス、サッカー） ②スポ少：柔道 ③民間クラブ：陸上	①総合型（ソフトボール、女子バスケットボール、ソフトテニス、サッカー） ②スポ少：柔道 ③民間クラブ：陸上
12 松阪市	11	107	29	7	11	2	2	0	0	0	0	・令和5年度に移行予定の学校・部活動はない。	検討委員会を立ち上げ、協議を進める。 ＜協議内容（予定）＞ 5月 取組内容・検討事項等の確認 7月 方針等の検討 9月 次年度の取組にかかる検討 11月 方針等の検討 3月 当該年度の総括	・指導者の確保	未定	未定
13 多気町	2	19	4	0	0	0	0	0	0	0	0	・令和5年度に移行予定の学校・部活動はない。	令和6年3月までに 協議会設立 以降のスケジュールは未定である。	・受け皿の確保 ・指導者の確保 ・費用負担	・スポーツ協会	
14 明和町	1	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	・令和5年度に移行予定の学校・部活動はない。	4月以降、協議会設立 6月・8月・10月・12月・2月　協議 令和5年度は協議会を立ち上げ、地域移行に向けた協議を重ねる。	・受け皿となる団体の選定 ・地域移行する部活動の検討 ・平日と休日の指導者の連携 ・教員アンケート結果の分析等	・スポ少 ・体育協会	未定

県内29市町における部活動の地域連携・地域移行の進捗状況

市町名	中学校数	運動部活動数	文化部活動数	R5の地域連携予定（地域連携済み含む）				R5の地域移行予定（地域移行済み含む）				R5に移行予定（移行済みを含む）の学校、部活動、運営団体・実施主体	令和5年度の休日における地域移行の具体的な取組・方向性、考え方等	地域移行を進めるうえでの課題	候補となる受け皿	候補となる指導者
				運動部		文化部		運動部		文化部						
				中学校数	部活動数	中学校数	部活動数	中学校数	部活動数	中学校数	部活動数					
15 大台町	2	13	1	1	1	0	0	1	1	0	0	・大台中学校、ソフトテニス部、大台町テニス協会	(予定) 10月　関係団体ヒアリング（部活動改革、地域スポーツの今後について） 教職員（顧問等）への事情聴取 1月　拠点校・保護者等へのアンケート調査実施 2月　検討会議の開催（中間まとめ、検討事項の洗い出し） 3月　事業完了報告書・成果報告書等の作成	・受け入れ団体と外部指導員の確保ができていない。	・大台町テニス協会	・大台町テニス協会
16 伊勢市	10	82	21	1	2	0	0	0	0	0	0	具体的な段階ではない。 なお、地域連携の取組として小俣中学校のバドミントン部は小俣JBCと、ソフトボール部は伊勢市ソフトボール協会と連携を行いながら取組を進めている。	・伊勢市部活動あり方準備委員会を月1回開催する。また、必要に応じて、学識経験者等のアドバイザーを招聘する。 ・できる範囲で拠点校方式や、合同部活動を各学校や各競技から進めていく。 ・総合型地域スポーツクラブ等と地域連携を図っていく。	・各学校や各競技の部活動に関する課題が異なるため、統一した方向性が出せない。 ・受け皿（指導者含む）の確保 ・教員の兼職兼業の諸問題	・スポ少 ・総合型	総合型に、指導者の依頼をしているものの、総合型には現時点で指導できる指導者がいないため、未定
17 玉城町	1	8	3	1	5	0	0	1	5	0	0	・玉城中学校バドミントン部、総合型地域スポーツクラブもしくはスポ少を検討している。（現段階では、バドミントンのみ。テニス指導者は、受け皿に積極的である） 他の部活動は、移行準備が整い次第、移行する予定である。	移行ができる部活動（テニス・バレーボール・野球・剣道）から徐々に移行する予定である。	・指導者の確保 ・部活動の場所確保 ・野球及び、サッカーの年齢によるリーグの違い	・総合型 ・スポ少	・バドミントン　スポ少指導者
18 南伊勢町	2	11	2	2	4	0	0	0	0	0	0	R5は部活動指導員を以下の部活動に配置し、地域移行につなげたいと考えている。 ・南勢中学校、柔道部、剣道部、卓球部→五ケ所スポーツ少年団 ・南島中学校、バドミントン部→南島バドミントンスポーツ少年団	・既存の部活度を、R5，6，7年度で可能な部活動から地域移行させていきたい。令和8年度には、すべての部活動の地域移行を目指したいと考えている。 ・現在、南勢中学校野球部(部員1名)は、大紀中、度会中と共に「南勢ビクトリー」というジュニアクラブチームを立ち上げ活動している。（指導者：保護者や南勢中顧問）	・予算の確保 ・指導者の確保	・スポ少	・スポ少
19 大紀町	2	7	1	2	7	2	1	2	7	2	1	・大宮中学校は卓球部、剣道部、ソフトテニス部、バレーボール部→大紀町スポーツ少年団へ休日地域移行開始 ・大紀中学校はバレーボール部、ソフトテニス部、卓球部→大紀町スポーツ少年団へ休日地域移行開始	・令和5年度からの休日の部活動の地域移行につなげるため、令和4年10月から、休日に月1回スポーツ少年団の指導者が部活動に参加するなどの取組みを段階的に行った。 ・令和5年度4月から、すべての運動部活動で休日の地域移行を開始。	・費用負担 ・生徒の移動（自転車もしくは保護者の送迎）	・スポ少	・スポ少

県内29市町における部活動の地域連携・地域移行の進捗状況

市町名	中学校数	運動部活動数	文化部活動数	R5の地域連携予定（地域連携済み含む）				R5の地域移行予定（地域移行済み含む）				R5に移行予定（移行済みを含む）の学校、部活動、運営団体・実施主体	令和5年度の休日における地域移行の具体的な取組・方向性、考え方等	地域移行を進めるうえでの課題	候補となる受け皿	候補となる指導者
				運動部		文化部		運動部		文化部						
				中学校数	部活動数	中学校数	部活動数	中学校数	部活動数	中学校数	部活動数					
20 度会町	1	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	令和5年度に移行予定の学校・部活動はない。	6月協議会設立 8月各種説明会 10月以降調査 R6　地域移行クラブ活動移行調整期間 ・R5年度は、地域移行に向けた、受け皿となる団体、学校などへの説明会を充実させる予定。 ・R5は地域移行しないが、総合型スポーツクラブと連携を図りながら、合同練習を実施できる段階までつなげる。	・受け皿の確保 ・指導者の確保 ・費用負担について	・総合型スポーツクラブ ・スポーツ協会 ・スポ少	・総合型スポーツクラブ ・スポーツ協会 ・スポ少
21 鳥羽市	4	25	1	0	0	0	0	1	1	0	0	・鳥羽東中学校、バスケットボール部、鳥羽市バスケットボール協会	会議開催数：5回予定 5月 保護者アンケート実施 7月 視察場所検討中 ・令和5年度は、本市の方針策定のため検討委員会を開催していく。また、地域クラブ活動して参加した場合の大会旅費についても財務部局と協議し、支援体制を整えていく。 ・令和6年度から実施可能な競技から地域移行につなげていく。 当面は、部活動指導員も配置しながら、部活動数を確保していく。	・指導者の確保（人材が少ない） ・離島があるため、定期船代等の旅費負担が大きくなる。 ・地域クラブ活動として大会に参加した場合、旅費の補助制度がない。現在は学校部活動のため、中体連主催大会には全額補助を行っている。 ・地域指導者への責任が重くなる。（指導に対する対価が不明瞭）	①体育協会 ②スポ少 ③指定管理者(三幸)	①体育協会 ②スポ少 ③指定管理者(三幸)
22 志摩市	6	37	8	0	0	0	0	3	3	0	0	・文岡中学校・磯部中学校・志摩中学校のサッカー部（8月以降は磯部中学校と志摩中学校は廃部のため文岡中学校のみ） ・総合型地域スポーツクラブのクラブ志摩を立ち上げ、学校の部活動にサッカー部がない生徒の受け入れ先になっている。 ・8月以降は、文岡中サッカー部とクラブ志摩が合同で練習を行い、1年間かけて地域移行モデルとして活動を行う。 ・中学校チームの休日スケジュール状況を鑑み、4月29日より休日練習を開始した。夏の中体連大会以降は、文岡中学校とクラブ志摩が合同で練習を行っていく予定。	【サッカー競技】 4月29日より 3校合同とクラブ志摩の練習開始（クラブ志摩の指導による練習） 8月 文岡中とクラブ志摩との合同練習開始 【運営協議会】 4月 運営協議会①開催 5月 運営協議会後、総会開催 地域移行検討委員会の立ち上げ予定 6月29日 休日部活動地域移行（サッカー競技）保護者会の開催 7月 運営協議会②開催 11月 運営協議会③開催 12月 地域指導者研修会②、兼職兼業に係る説明会②の実施	・運営主体・実施主体の受け入れ体制サポート ・指導者の報酬 ・大会引率の移動手段 ・チーム編成 ・教職員の兼業兼務と役割 ・総合型地域スポーツクラブ『クラブ志摩』を法人化し、お金をかけずに会員増につなげていく手立てを検討中。 ・クラブ志摩への会員数が増加してしまうと、既存する部活動部員を奪ってしまうことにもなるので、そこは注意を払う。	・総合型	・総合型の指導者 ・スポーツクラブの指導者 ・指導を希望する教員

県内29市町における部活動の地域連携・地域移行の進捗状況

市町名	中学校数	運動部活動数	文化部活動数	R5の地域連携予定（地域連携済み含む）				R5の地域移行予定（地域移行済み含む）				R5に移行予定（移行済みを含む）の学校、部活動、運営団体・実施主体	令和5年度の休日における地域移行の具体的な取組・方向性、考え方等	地域移行を進めるうえでの課題	候補となる受け皿	候補となる指導者
				運動部		文化部		運動部		文化部						
				中学校数	部活動数	中学校数	部活動数	中学校数	部活動数	中学校数	部活動数					
23 伊賀市	10	66	18	6	6	0	0	2	2	0	0	・崇広中（陸上競技部）、霊峰中（バレーボール部）において、地域部活動推進事業を活用して令和3年度から地域移行を開始した。それぞれ、ゆめが丘RC、いがまちバレーボールクラブから指導者を派遣してもらっている。 ・令和5年度は、上記校（部）以外にも部活動指導員を配置し、地域移行につなげる。本市における地域移行のパターン1での移行（単独校への指導者派遣型）を想定した取組を進める。	・国の「改革推進期間」の方針を鑑み、令和5年度における新たな地域移行は見送り、現有の学校部活動の現状及び指導者の確保等について、競技別に丁寧かつ慎重に取組を進めていく。	・市単独での予算措置は困難であり、国や県からの支援は不可欠であること ・生徒及び保護者への説明や理解を得る必要があること ・指導者及び受け皿等を確保すること	・市内のスポーツ団体等に理解・協力を求め、連絡協議会委員の登録を依頼している。	・市内スポーツ団体 ・教職員
24 名張市	5	61	18	4	4	3	4	0	0	0	0	なし ※R5は部活動指導員を活用した地域連携を推進する予定	・R5年度については、部活動指導員の活用を進め、指導者と学校の関係づくりを進める。 ・R6年度に向けては、国や県の動きにも注視しながら、名張市「部活動の地域移行に係るあり方検討委員会」にて協議をしていく。	○持続可能な運営形態の在り方 ・受け皿（事務局）の確保 ・指導者の確保（兼職兼業） ・費用負担 ・各団体と学校の調整 ・保護者の理解 ・休日と平日の指導者の連携に対する不安（保護者・運動団体ともに）	具体的な市としての案を作成し、相談・依頼をおこなう段階ではまだないが、 ・スポーツ協会 ・総合型スポーツクラブが考えられる。 ともにR4の12月に（ガイドライン変更前の、国概算要求段階での状況にて）、参加各団体向けて説明会を実施。	※地域連携の形態が固まらないと依頼は難しいと考えられる。
25 尾鷲市	2	17	4	0	0	0	0	0	0	0	0	・令和5年度に移行予定の学校・部活動はない。	・R5、1学期中に協議会を開催したいと考えている。 ・部活動指導員を地域移行につなげることを協議会で検討していく。 ・特に、尾鷲中学校、バレーボール部を尾鷲バレーボールクラブへの移行を検討。（現在、元教員が部活動指導員として指導）	・輪内中学校と尾鷲中学校に位置的に距離があるため、合同練習等を行うには課題がある。 ・尾鷲バレーボールクラブは、部活動以外の活動も行っているため、部活動と地域クラブ活動との整理をしっかりする必要がある。	・スポ少	・スポ少の指導者
26 紀北町	4	13	4	0	0	0	0	0	0	0	0	・令和5年度に移行予定の学校・部活動はない。	・R5、1学期に協議会を開催したいと考えている。（年間2～3回開催予定）R4は町教委と校長と話してきた。R5は、町体育協会、町文化協会、スポーツ少年団と協議を進める。 ・R5の協議会では、残す部活動の方向性、絞り込みについても協議する。 ・部活動指導員をR6からの地域移行に繋げたいと考えている。R4部活動指導員（水泳、バドミントン）R5（バスケットボール、卓球を追加）	・受け皿の確保 ・指導者の確保	・体育協会 ・スポ少 今後それぞれの総会にて協力依頼していく予定	・体育協会 ・スポ少 ・今後総会にて協力依頼していく予定
27 熊野市	5	19	5	1	1	0	0	0	0	0	0	・木本中学校・柔道部→柔道部がない学校からの参加が可能になり、地域部活動として実施 ・地域の指導者もボランティアとして参加予定	・年3回の協議会を開催 ・地域部活動の形で柔道部を先行実施 ・以下の種目については、地域部活動の形で先行実施をおこない、完全な地域移行に向けての課題を整理していく。 ①地域において、1校にしか部活動設置がない種目 ②人数が不足している団体種目	・生徒の移動経費や指導者への謝礼等の経費補助 ・「受け皿」の確保、コーディネーターの確保	・総合型	・スポ少指導者 ・スポーツ協会関係者

県内29市町における部活動の地域連携・地域移行の進捗状況

市町名	中学校数	運動部活動数	文化部活動数	R5の地域連携予定（地域連携済み含む）				R5の地域移行予定（地域移行済み含む）				R5に移行予定（移行済みを含む）の学校、部活動、運営団体・実施主体	令和5年度の休日における地域移行の具体的な取組・方向性、考え方等	地域移行を進めるうえでの課題	候補となる受け皿	候補となる指導者
				運動部		文化部		運動部		文化部						
				中学校数	部活動数	中学校数	部活動数	中学校数	部活動数	中学校数	部活動数					
28 御浜町	3	17	2	0	0	0	0	0	0	0	0	・令和5年度に移行予定の学校・部活動はない。	・令和5年1学期中に協議会を開催予定 ・部活動指導員を令和5年度新たに配置し、地域連携を図る。（阿田和中学校卓球部） ・近隣市町（紀宝町、熊野市）と連携していきたいと考えている。 ・受け皿、指導者については、スポーツ局が担当で進める役割分担ができている。	・受け皿の確保が課題である。候補はスポーツ協会（バレーボール、ソフトバレーボール、ボーリング、ソフトテニス、インディアカ、剣道）スポーツ少年団（軟式野球、バスケットボール、剣道、空手、サッカー、日本拳法）、総合型スポーツクラブ（ソフトテニス、太極拳、ゴルフ、ミニバスケ、ストレッチサークル）である。	・総合型 ・スポ少 ・スポーツ協会	・総合型 ・スポ少 ・スポーツ協会
29 紀宝町	2	15	3	2	可能な部活動から段階的に進める。	1	可能な部活動から段階的に進める。	1	1	1	可能な部活動から段階的に進める。	・矢渕中学校剣道部の休日の部活動について、令和5年4月から紀宝剣道スポーツ少年団が試験的に行っている。	・令和4年12月に第1回の協議会を設置。委員からは、移行後も課題が出てくるので、剣道部を移行して1つ1つ改善していく必要性や、近隣の市町とも協力する必要性があるとの意見が出た。　・第2回を3月に開催し剣道部の休日の部活動の地域移行についての確認を行った。 ・令和5年度の協議会で、他の部活動の展開を検討する。 ・近隣市町（御浜町、熊野市）と連携していきたいと考えている。 ・受け皿の候補について、調査は実施している。	・顧問と地域の指導者の連携 ・報酬等のあり方検討（検討期間中紀宝剣道スポーツ少年団は無償で実施して頂いている）	県のアンケートの実施の依頼時に、スポ少に協力依頼（野球、テニス、柔道）	県のアンケートの実施の依頼時に、スポ少に協力依頼（野球、テニス、柔道）

令和５年度スポーツ活動等普及奨励助成事業募集要項

（中学校等の放課後活動への助成）

公益財団法人スポーツ安全協会

■助成の目的：我が国におけるスポーツ活動等（スポーツ活動及び社会教育活動、文化活動）の普及奨励を図ることを目的とする。

■助成対象事業及び助成金額：

- 不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的に実施する次の事業を助成対象事業とする。

事業内容

（１）先導的モデル推進事業

市区町村と学校及び関係団体等とが連携・協力して、部活動等放課後活動を先導的・計画的に推進するためのモデルとなる事業

例‥子供たちが地域で多様な活動を継続的に親しめる環境づくり、中学生が参画する体制、安全に活動する体制等

（２）地域連携・移行普及事業

中学校部活動の地域連携・移行に向けて、中学生が各地域で多様な活動に親しむ機会を提供する事業

例‥中学生を対象とした競技会、交流会、研修会、コンクール、発表会等

※　平日のみ、休日のみ又は平日と休日の組み合わせのいずれも対象とする。

※　いずれも、営利的なイベント、興行は対象外とする。

- 助成金額及び助成期間は、次のとおりとする。

（１）　先導的モデル推進事業

…1事業上限２５０万円/１年

原則３年間（令和５年度から７年度）の助成とする。ただし、進捗状況等によっては途中で助成を終了する場合もある。

（２）　地域連携・移行普及事業

…1事業上限５０万円

単年度（令和５年度）の助成とする。

※　対象経費は、事業に要する経費（人件費、諸謝金、交通費、賃借料、消耗品費、雑役務費、一般管理費（10%を上限））とし、助成期間内に使用した経費に限る。

※　助成金交付申請額は査定（減額）されることがある。

■助成対象者：

（1）先導的モデル推進事業

地方公共団体、法人格を有するスポーツ及び社会教育、文化関係団体、大学、実行委員会等事業の企画運営に当たる組織

（2）地域連携・移行普及事業

地方公共団体、スポーツ及び社会教育、文化関係団体（法人格の有無は問わない）、大学、実行委員会等事業の企画運営に当たる組織

※　実行委員会等事業の企画運営に当たる組織は、（1）（2）ともに、行政が関与している場合に限る。

■応募方法：

- ・本会所定の別添助成金交付申請書（**様式第1号**）をダウンロードし、必要事項を記入の上、関係資料を添えて本会宛（下段提出先）に提出のこと。
  ・提出する助成金交付申請書（様式第1号）のうち、「別添①事業計画書（①－A、①－B）」及び「別添②事業予算書（②－A、②－B）」については Word 形式とすること。なお、申請書（鏡文）、関係資料については、PDF 可。
- 申請書等の提出は、メールで提出すること。（郵送不可）
  送信メールの題名は、「【団体名】令和5年度スポーツ活動等普及助成事業申請（放課後活動）」とすること。
- 令和5年度事業の応募締め切りは**令和5年7月14日（金）16時必着**
- 応募（申請）は、1団体1事業とする。

■助成対象（事業実施）期間：

（1）　先導的モデル推進事業について

令和5年8月1日から令和8年3月31日（3か年）までに実施される活動（令和6年以降は、毎年4月1から翌年3月31日）

ただし、助成金額については、毎年度の申請書（中間報告書等）を審査の上、決定する。

（2）　地域連携・移行普及事業について
令和5年8月1日から令和6年3月10日までに実施される活動

■選定方法：本会審査委員会で審査の上、決定する。

■助成期間終了までの流れ

- 応募受付期間：令和5年6月21日（水）から令和5年7月14日（金）16時
- 助成対象事業及び助成金の決定・通知：令和5年7月下旬
- 助成事業の開始：令和5年8月1日から
- 助成金の交付：令和5年8月下旬から9月中旬

- 中間報告書（様式第2号）の提出：①先導的モデル推進事業のみ
  - ・中間報告書（様式第2号）をダウンロードし、必要事項を記載の上、関係資料（開催要項、パンフレット、ポスター等）を添えて本会宛（下段提出先）に提出のこと。
  - ・提出する中間報告書（様式第2号）のうち「別添③事業中間報告書」、「別添④事業中間決算書」、「別添⑤事業計画書」、「別添⑥事業予算書」についてはWord形式とすること。なお、鏡文、関係資料については、PDF可。
  - ・中間報告の内容や今後の方針等については、ヒアリングを行うことがある。
  - ・中間報告書（様式第2号）の提出：
    令和5年度事業分は令和6年4月10日（厳守）
    令和6年度事業分は令和7年4月10日（厳守）

- 実績報告書（様式第3号）の提出：
  ①先導的モデル推進事業
  - ・3年間（令和5年度～令和7年度）の助成事業が終了した後、令和8年4月10日に提出すること。なお、様式については後日提示する。

  ②地域連携・移行普及事業
  - ・実績報告書（様式第3号）をダウンロードし、必要事項を記載の上、関係資料（実施要項、パンフレット、ポスター等）を添えて本会宛（下段提出先）に提出のこと。
  - ・提出する実績報告書（様式第3号）のうち「別添⑦事業報告書」及び「別添⑧事業決算書」についてはWord形式とすること。なお、鏡文、関係資料については、PDF可。
  - ・実績報告書（様式第3号）の提出：事業終了後30日以内若しくは翌年度4月10日のいずれか早い日（厳守）

- 中間報告書及び実績報告書等の提出は、メールで提出すること。
  送信メールの題名は、「【団体名】令和５年度スポーツ活動等普及助成事業実績報告（放課後活動）」とすること。

■留意事項：

- 申請書の返却及び審査の経緯や結果についての問合せは、受付けない。
- 次の事項に該当する場合、助成金の全額又は一部を返還しなければならない。
  ① 対象事業を中止又は廃止した場合
  ② 報告書の提出を怠った場合
  ③ 提出書類に虚偽の記述を行った場合
  ④ 決算で剰余金が生じた場合
  ただし、①先導的モデル推進事業については、助成期間中は繰り越すことができる。
- 助成対象に採択された事業は、その実施要項、看板、プログラム等に『公益財団法人スポーツ安全協会スポーツ活動等普及奨励助成事業』である旨を明示しなければならない。
  また、大会等プログラムを作成する場合は、本会広告データ（CD）を使用して「スポーツ安全保険」の広告を掲出すると共に、大会等ホームページに「スポーツ安全保険」のバナーを貼付すること。
- 参加者の安心・安全な活動への配慮として、スポーツ安全保険を推奨するなど必要に応じて適切な保険に加入すること。
- 事業の視察や調査、本助成に関するヒアリング等を行う場合、あるいは、成果の普及や情報発信などについて、当協会から依頼や指示を受けた場合は協力すること。

■個人情報の取扱い等：

- 提出書類に記載の個人情報は、業務遂行上必要な範囲内で取扱う。
- 助成決定団体、事業名及び助成金額を本会ホームページで公表する。

■関係書類提出先：公益財団法人スポーツ安全協会
E－mail：josei@spoan.or.jp

■担 当： 公益財団法人スポーツ安全協会　黒澤
〒105-0003　東京都港区西新橋1-6-11　西新橋光和ビル８階
Tel：090（7261）6744　（平日10時～16時）

4　学力の向上について

学力の育成にあたっては、学習指導要領に示された生きる力を育むことをめざし、習得・活用・探究という学びの過程において、実際の社会や生活で生きて働く知識・技能を確実に習得させ、これらを活用してこれからの変化の激しい時代に対応できる思考力・判断力・表現力等を育成するとともに、主体的に学習に取り組む態度（学びに向かう力）を養うことが大切です。

子どもたちが主体性を持って他者との協働した学びなどを進められるよう、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちの学力の育成に取り組みます。

1　４月から６月までの取組

・学力向上推進プロジェクトチーム担当課長又は教育支援事務所長による市町教育長訪問では、「授業改善」、「学習内容の定着」、「学習習慣・生活習慣・読書習慣の確立」に向けた、昨年度の市町及び学校の取組状況の確認と、本年度の市町の取組内容について協議（５月）。

・県指導主事による市町教育委員会担当者訪問では、市町教育委員会としての課題を共有し、課題の改善に向けた具体的な取組内容について協議（６月）。

・市町教育委員会担当者を対象に、第１回学力向上推進会議（６月８日）を開催。全国学力・学習状況調査問題を活用した授業改善や、みえスタディ・チェック関連問題の活用方法について共有。

・三重県 PTA 連合会の総会（５月 27 日）で、学習習慣等の現状及び家庭学習の習慣化について発信。

2　市町教育委員会との連携

各学校における「授業改善」、「学習内容の定着」、「学習習慣・生活習慣・読書習慣の確立」に向けて、市町教育委員会と連携して取り組んでいきます。

（１）学校の取組

・校長のリーダーシップのもと、自校の学力向上に係る取組計画を必要に応じて見直すとともに、全教職員で計画を共有。授業の見回りとフィードバックを徹底。

・全国学力・学習状況調査等の結果をふまえ、全教職員で課題がみられた学習内容について、各学年のつながりを意識し、指導方法を工夫・改善。定着が不十分な児童生徒には個に応じた指導を実施。

・家庭学習の時間、読書時間等の推移等のデータを参考に、学習習慣等の確立に向けた取組を検証・改善・実行。

・学校図書館の活用や朝の読書等、児童生徒が読書習慣を身に付ける取組を強化。

（２）市町教育委員会の取組

・アクションプラン*に基づいた各学校の取組の進捗状況を確認し、必要に応じ支援（～７月）。

・全国学力・学習状況調査の結果をふまえ、下半期のアクションプランを作成（８月）。

・各学校の取組の進捗状況を確認し、下半期のアクションプランを見直すとともに、各学校の実態に応じた取組計画の見直しを支援（９月～）。

（３）県教育委員会の取組

・全国学力・学習状況調査の結果をふまえ、各市町教育委員会が作成したアクションプランについて意見交換（８月）。

・アクションプランに基づいて、授業改善の取組や学習内容の理解・定着につなげる取組が進むよう、市町教育委員会や学校の求めに応じた研修への支援。

・授業視察を通じて、各学校の取組計画の進捗状況を把握するとともに、校長や市町教育委員会担当者を交えた意見交換を実施。必要に応じて手立てを協議。

・アクションプランの取組の進捗状況をふまえ、実態に応じて内容の修正を協議（11月～12月、２月～３月）。

３　研修会の実施

・市町の学力向上に向けた取組を促進するため、市町教育委員会担当者を対象に学力向上推進会議を開催（第２回：８月下旬予定）。

・学習指導要領で求められている資質・能力の育成に向けた授業改善を一層促進するため、教職員を対象に国の調査官を招聘し、提案授業に対する講評や講演による授業改善研修会（小国、中国、小算、中数）を開催（10月～２月）。

<＊：令和５年度アクションプラン>　　【記載例】

令和５年度学力向上アクションプラン　【●●市町】

主な取組

①授業改善

・全国学調やみえスタディ・チェック等において、課題があった学習内容について、各学年のつながりを意識し、指導方法の工夫・改善が行われるよう、校内研修のもち方について指導・助言。
・指導主事による授業参観、事前事後検討会において、めあて・学習活動・まとめ・振り返りについて指導・助言。
・校長による授業の見回りとフィードバックの徹底。

②学習内容の定着

・全国学調やみえスタディ・チェック等の結果から、各校における学習内容の定着状況を確認。
・各校へ、児童生徒や学校の状況に応じて、みえスタディ・チェックの関連問題や学ーVivaセット等を活用し、「どれだけできるようになったか」を確認するよう、指導・支援。
・課題の把握や改善に向けた取組が進んでいない学校に対し、確実に定着を図るための具体的な対策が講じられるよう、指導・支援及び取組状況を確認。

③学習習慣・生活習慣・読書習慣の確立

・家庭学習の時間、読書時間等の推移などのデータを参考に、これまでの取組状況の検証・見直しを行い、学習習慣等の確立に向けた取組を改善・実行。
・学校図書館の活用や朝の読書など、児童生徒が[illegible]。

具体的な取組及び確認方法等

より具体に

１、２箇月ごとに取組の結果を確認し、その結果及び結果に応じた対応を入力

	学校・家庭への働きかけ	[illegible]	結果(○)と対応(◇)
4月～5月	・市作成の授業改善プランを学校に周知（めあて・学習活動・まとめ・振り返りの在り方について）	・指導主事要請訪問で確認、指導・助言	○24校中24校(100%)
	・前年度の学習内容の理解・定着を確認し、必要に応じて学び直し（学Viva!!セット23弾）	・学Viva!!セット23弾等の取組状況をアンケート(Google フォーム)にて確認	○24校中18校(75%) ◇未実施6校は6月末までに実施するよう指示
	・各校における取組計画の策定・報告	・所定様式にて確認	○24校中24校(100%)
	・全国学調の自校採点を通して、学校の強み、弱みを把握	・特徴的な問題について、所定様式にて改善方策等を報告	○24校中24校(100%)
	・みえスタディ・チェックを実施し、関連問題まで実施	・授業改善サイクル支援ネットにて確認	○24校中20校(83.3%) ◇未実施6校は6月末までに実施するよう指示
6月～7月	・全国学調の特徴的な問題について、補充学習の時間に学び直し	・研修担当者会にて各校の進捗状況を把握(所定様式)	○24校中20校(83.3%) ◇未実施6校は6月末までに実施するよう指示
	・みえスタディ・チェックの結果に応じて、補充学習の時間に個別指導を実施		
	・みえスタディ・チェックの問題を再度取り組ませ、学習内容の理解と定着を確認	・課題が見られた設問について、改善状況を報告	○平均正答率5ポイント以上改善21校 ◇改善が見られなかった3校は授業での学び直しを指示

令和５年度全国学調での目標	小学校	中学校
教科の平均正答率の平均値(全国を 100 としたとき)	102	101
結果		

結果を基にこれまでの取組を検証し、下半期の取組に反映

具体的な取組及び確認方法等			
	学校・家庭への働きかけ	学校・家庭の取組の確認方法	結果(○)と対応(◇)
８月～10月			
11月～12月			
1月～3月			

８月末を目途に、全国学力・学習状況調査の結果をふまえた下半期の取組を入力
必要に応じて最上段に入力した主な取組についても加除修正

令和６年度全国学調での目標	小学校	中学校

5　県立夜間中学校について

1　夜間中学校設置の目的

さまざまな事情により義務教育を十分に受けられなかった方に対し、就学機会を提供することで、一人ひとりの能力・可能性を最大限に伸ばすことを目的とします。

2　経緯

- 平成 28 年 12 月に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(教育機会確保法) において、全ての地方公共団体は、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられました。
- 国の第３期教育振興基本計画（平成 30 年６月 15 日閣議決定）では、全ての都道府県に少なくとも１つの夜間中学の設置をめざすこととされています。
- 三重県では、令和元年度以降、ニーズ調査や体験教室等を実施し、検討を進めてきました。
- 夜間中学校への入学を希望する方が県内広域にいることから、令和４年 10 月、県立夜間中学校を設置する方針を表明しました。
- 令和７年４月開校に向けて必要な準備を進めており、設置場所については令和５年６月頃までに決定するとしていました。

3　設置場所の検討

令和２年度に「夜間中学等の就学機会確保の在り方に関する検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を、令和４年度に「三重県における公立夜間中学設置等に係るワーキングチーム」（以下、「ＷＴ」という。）を開催し、設置場所を選定する上で必要となる観点について議論を重ねてきました。

検討委員会およびＷＴの意見や、他県の夜間中学校の視察をふまえて、設置場所としての必須要件を次のとおり確認しました。

① 公共施設であること
② 各学年１学級の３教室と、校長室、職員室、保健室、相談室を確保できること
③ 体育館やグラウンド等を確保できること
④ 近鉄やＪＲの主要駅からバスや徒歩で 15 分圏内であること
⑤ 自家用車で通学する生徒のための駐車場を確保できること

4　設置場所

設置場所としての要件をふまえ、県立みえ夢学園高等学校を夜間中学校の設置場所として選定しました。

＜選定理由＞

県立みえ夢学園高等学校は、必須要件①～⑤を満たしています。夜間中学校が単独で使用できる教室等を研修棟に確保でき、体育館や特別教室を共用できます。また、津駅からバス 14 分と徒歩 1 分、JR 阿漕駅から徒歩 13 分の位置にあり、駐車場も 20 台程度確保できます。

さらに、次の特徴を有しています。

- 研修棟は、定時制夜間部生徒が使用する教室棟から独立しているため、夜間中学校に通う生徒の心理的ハードルを下げられること
- 定時制夜間部生徒との交流を通して、異年齢交流による認め合いや外国人生徒に対する日本語指導の連携等、生徒の多様な学びの展開が期待できること
- 造形実習室や基礎看護実習室等の特別教室が充実していること
- 夜間中学校に通う生徒にとって、卒業後の進路をイメージしやすいこと
- 食堂で食事を提供することが可能なため、生徒の健康に配慮できること
- サテライト会場の設置、中高一貫教育等、今後、教育の発展・充実が見込めること

5　施設整備の概要

県立みえ夢学園高等学校の研修棟を改修し、普通教室および職員室等を整備します。今年度、改修工事の実施設計を行い、令和６年度に工事を実施する予定です。

なお、特別教室については、県立みえ夢学園高等学校の教室を活用します。

6　今後の予定

令和５年７月	夜間中学設置検討委員会を設置
令和６年３月	基本方針決定（入学対象者や教育課程等） 「三重県立夜間中学校設置条例」制定
令和６年度	施設改修工事、生徒募集
令和７年４月	開校

6　服務規律確保の徹底について

1　不祥事根絶の取組状況について

県教育委員会では、不祥事を根絶し、信頼される学校・教職員であり続けるための総合的な対応策・取組を全力で進めているところです。

こうした中、県立学校教諭が、女子生徒に対して身体への接触及び性的な内容を含む発言を行った事案、公立小学校教諭が一般女性に性的な内容を含む発言を行った事案が発生しました。また、公立中学校において、個人情報を紛失する事案が相次いで発生しました。このような不適切な事案により、児童生徒、保護者、地域の信頼を失うことは許されないことであり、教職員一人ひとりが自分事として捉えるよう、粘り強く取り組んでいく必要があります。

2　県教育委員会の取組

（1）三重県教育委員会コンプライアンス推進委員会の開催

不祥事を根絶し、信頼される学校・教職員であり続けるための総合的な対応策を検討するため、５月に「令和５年度第１回三重県教育委員会コンプライアンス推進委員会」を開催しました。引き続き、校内研修等で活用する研修題材の作成、個別課題の検討等を行っていきます。

（2）わいせつ行為等の防止に係る取組

令和５年４月、「コンプライアンス・ミーティング研修資料」の見直しを図りました。「わいせつ行為や盗撮行為をしない、させない、見逃さない」という教職員の意識向上のため活用ください。

また、県立高等学校及び特別支援学校高等部・中学部の生徒を対象に、教職員によるわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査を２学期中に実施予定です。公立中学校においても、引き続き、市町等教育委員会と連携してアンケートを実施し、教職員等によるわいせつ行為の防止に努めていきます。

（3）ハラスメントの防止に係る取組

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントへの認識の低さは、わいせつ行為や体罰につながる危険性があります。ハラスメントに対する意識を高められるよう、新たな研修資料を作成しています。後日配布する資料をもとに、改めて自分の行為を見直す機会を設けていきます。

（4）各種研修

初任者研修及び年次別研修、新任管理職及び主幹教諭等研修では、法令の遵守、服務規律の確保の徹底を伝えるとともに、受講者の経験や立場に応じて、各職場においても主体的に取り組めるよう意識の向上を図りました。

常勤講師等については、各校において「講師研修ノート」を用いた研修を実施するとともに、３年間の内に１回は研修を受講するとしています。

３　市町等教育委員会の取組

不祥事根絶の取組は、一時の取組でなく、年間を通じて定期的に、継続的に取り組むことで効果があがります。不祥事根絶に向けた県教育委員会の取組を参考に、講義形式だけでなく、校長のリーダーシップのもと、ミドルリーダーが主体となったコンプライアンス・ミーティングを行ったり、少人数グループで、より自分事として捉えることができるよう話し合ったりする機会を持つとともに、管理職が円滑なコミュニケーションを図ることができる職場づくりに努め、学校の取組を一層推進していただくようお願いします。

夏季休業を迎えるにあたり、各市町等教育委員会に「教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について（通知）」を６月２９日付けで発出しました。「わいせつ行為等の根絶」をはじめ、「体罰等の禁止」「飲酒運転の根絶と交通事故の防止」「部活動等の指導における安全確保」「時間外労働時間の上限の遵守と勤務時間の適正管理」「公金等の適切な管理」「個人情報及び公文書等の管理の徹底」「教育活動中の飲酒等の禁止」などについて、その趣旨の徹底に努めていただくようお願いします。

7　「三重県教育ビジョン（仮称）」の策定について

現行の「三重県教育ビジョン」の計画期間が令和５年度で終了することや、新たな「三重県教育施策大綱」の策定に向けた検討が進められていることから、教育施策を総合的かつ計画的に推進していくため、令和６年度から令和９年度までの４年間を計画期間とする「三重県教育ビジョン（仮称）」を策定します。

「三重県教育ビジョン（仮称）」は、現行の教育ビジョンの基本理念を継承しつつ、現行の教育ビジョンに基づく取組の振り返りや社会の変化をふまえて策定するとともに、新たな「三重県教育施策大綱」や「強じんな美し国ビジョンみえ」、「みえ元気プラン」との整合を図ります。

新型コロナウイルス感染症の流行以来、子どもたちの学習や心身にも一定の影響が生じているとの指摘もなされているところです。一人ひとりの回復のペースは同じではないという認識の下、誰一人取り残すことなく子どもたちの学びと健康を支えるとともに、コロナ禍で再認識された学校の役割をふまえ、単にコロナ禍前に戻るのではなく、これまで制限されてきた学校教育活動のうち真に必要なものの回復やＩＣＴの活用などにより、新しい時代の学びを実現していくことが重要です。

今後、県議会や三重県教育改革推進会議における審議、児童・生徒等の意見を聴く機会の確保、パブリックコメント等を通じて広く意見を聴きながら、検討を進めます。

１　教育を取り巻く現状

「三重県教育ビジョン（仮称）」の策定にあたっては、社会の大きな変化を受け止めるとともに、今後の社会を展望し、新たな時代の要請を取り入れた教育施策を示すことが求められます。そのため、教育を取り巻く現状について、次のとおり整理することを検討しています。

※　関連するデータ等は、別冊３に取りまとめています。

（１）社会情勢の変化

（人口減少、少子・高齢社会の進行）

少子高齢化の進行により、生産年齢人口（15～64歳）が減少し（図表１）、地域への影響として、施設やサービスの縮小など生活に不便が生じることが懸念されるとともに、地域コミュニティ活動の担い手が不足して住民同士の交流が滞るリスクが高まることなどが想定されます。

（家庭環境の変化）

ひとり親世帯の増加や三世代世帯の減少が続く中（図表２）、家庭形態の多様化や地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭が社会から孤立し、子育てに悩む保護者が増えることが懸念されます。

（グローバル化の進展）

外国人住民数が増加しており（図表３）、言葉の壁や文化の違いなどから孤立することなく、地域社会の一員として受け入れられるよう、多文化共生の取組を進めることが必要です。

（超スマート社会の進展）

ＩｏＴ、ロボット、人工知能（ＡＩ）、ビッグデータといった技術が発展・普及し、超スマート社会に向けた動きが加速する中、デジタル化を進める上での課題や障壁（図表４）に対応し、社会全体でＩＣＴの利活用の推進を図ることが重要です。

（脱炭素社会への移行）

気候変動による自然災害の増加や農業・水産業への影響が懸念される中、脱炭素社会への移行（図表５・６）や環境に関わるさまざまな課題の解決に資するよう、持続可能な社会の創り手の育成が求められています。

（労働の状況）

働き方のニーズの多様化や急速な技術革新・産業構造の変化によって、就業者と事業所の双方において中途採用のニーズが高まっており（図表７）、雇用環境の変化を見据えた就労支援の充実が必要です。

（人材に求められる能力等に対する需要の変化）

人工知能（ＡＩ）やロボットの発達により、社会・雇用市場のあり方や必要とされるスキルについて、今後、変化していくことが見通されています（図表８）。

（東京圏への人口集中）

全国の人口に占める、東京圏の割合は増加傾向にあります（図表９）。人口減少下における地域社会のあり方について検討を行い、取組を実施することで選ばれる三重につなげていくことが求められています。

（２）子どもたち・学校を取り巻く現状

（子どもたちの学力・心・身体の状況）

学校教育全体を通じて、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を一体的・調和的に育むさまざまな取組を進めており（図表 10～13）、引き続き推進する必要があります。

（いじめ等への対応）

いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が年々増加しています（図表 14・15）。また、暴力行為も依然として発生しています（図表 16）。子どもたちのＳＯＳを周囲の大人が受け止め、きめ細かく対応していく必要があります。

（多様な教育的ニーズを有する子どもたちへの対応）

特別な支援が必要な児童生徒や不登校の状況にある児童生徒、外国につながる児童生徒などさまざまな支援を必要とする子どもたちの数が増加しています（図表 17～20）。また、貧困、児童虐待、ヤングケアラーなど、子どもたちの抱える困難は多様化・複雑化しています（図表 21～23）。こうした中、一人ひとりの能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現する必要があります。

（地域との連携・協働）

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動など学校・家庭・地域の連携・協働が進む中（図表 24）、地域全体で子どもたちを育む学校づくりを一層推進する必要があります。

（教職員の勤務状況）

教職員の長時間労働が課題となる中（図表 25）、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、やりがいを持つことができる環境を確保する必要があります。

（学校におけるＩＣＴ活用状況）

ＧＩＧＡスクール構想に基づくＩＣＴ環境の整備が進展し、さまざまな学習場面でＩＣＴが活用されています（図表 26）。これまでの実践とＩＣＴとを最適に組み合わせることで、課題を解決し、教育の質の向上につなげていく必要があります。

（新型コロナウイルス感染症の影響下における変化）

学校生活において、新型コロナウイルス感染症の感染対策が行われる中、子どもたちは、コロナ禍前と異なる環境で過ごすことになりました。新型コロナウイルス感染症の影響下における変化等（図表27～29）をふまえつつ、子どもたちの心身の健やかな育成を図る必要があります。

2　「三重県教育ビジョン（仮称）」策定の基本的な考え方

「三重県教育ビジョン（仮称）」の策定にあたり、教育施策大綱との関係や施策の体系、子どもたちに育みたい力とその実現に向けて大切にしたい視点について、次のとおり整理することを検討しています。

（１）教育施策大綱との関係

新たな「三重県教育施策大綱」（別冊２）で示される教育施策の基本的な考え方は、今後の教育における基本方針であることから、「三重県教育ビジョン（仮称）」を推進するための考え方の中心に据えることとします。

（２）施策の体系

令和４年10月に策定された「みえ元気プラン」では、県の取組等が網羅的かつ体系的に整理され、政策・施策として示されました。「三重県教育ビジョン（仮称）」の基本施策は、「みえ元気プラン」の教育施策の体系に基づく構成とします（別紙１）。

（３）子どもたちに育みたい力

一人ひとりのウェルビーイング（Well-being）の実現と社会全体の持続的な発展に向けて、教育は重要な役割を担います。教育を通じて、全ての人の可能性を最大限に伸ばし、一人ひとりが活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現を図るとともに、社会の持続的な成長・発展につなげていくことが大切です。

このため、人生100年時代や超スマート社会の進展など、今後の社会の変化の展望をふまえ、子どもたちにどのような力を育むのかという目標を広く共有するため、「子どもたちに育みたい力」を明示することとします。

これまでの３次にわたる「三重県教育ビジョン」で掲げてきた「自立する力」と「共生する力」を「子どもたちに育みたい力」とする基本理念を継承しつつ、新たに「創造する力」を示し、「子どもたちに育みたい力」を３つに大きく整理します。

（自立する力）

社会の変化が加速し、複雑で予測が困難な時代にあって、自分自身をかけがえのない存在として肯定的に認め、幸せや生きがいを感じられる人生を切り拓いていくことをめざし、主体的に学び、困難を乗り越え、自信と高い志を持って、持続可能な未来を創っていく力。

（共生する力）

価値観や文化の多様性を認め合い、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、あらゆる他者を価値のある存在として理解・尊重し、豊かな人間関係を築くとともに、他者への感謝や思いやり、規範意識、公共の精神、郷土に対する誇りや愛情等を心の土壌として持ちながら、共に支え合い生きていく力。

（創造する力）

地球規模の問題が山積し、多様な価値観・生き方が存在する中、社会課題の解決や持続的な社会の発展に向けて異なる文化・価値を乗り越えて関係を構築し、新たな価値を生み出す創造性を身につけて既存のさまざまな枠を越えて活躍する、イノベーションを起こしていく力。

（４）教育ビジョンを貫く視点

「子どもたちに育みたい力」の育成に向けて、教育施策をより効果的に実施することができるよう、取組を進める上で大切にしたい横断的な視点を示します。

＜教育ビジョンを貫く視点＞

▽ 子どもたちの目線に立ち、個に応じた学びを大切にします

▽ 学年や校種を越えた連続性のある教育を行います

▽ 家庭・地域と連携・協働して子どもたちを育む学校づくりを行います

▽ 教職員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境をつくります

【策定スケジュール（予定）】

令和５年９月	第２回教育改革推進会議（中間案）
10月	教育・警察常任委員会（中間案）
10月～11月	パブリックコメント実施
11月下旬	第３回教育改革推進会議（中間案（修正版））
12月	教育・警察常任委員会（中間案（修正版））
令和６年２月	第４回教育改革推進会議（最終案）
３月	教育・警察常任委員会（最終案）
	「三重県教育ビジョン（仮称）」策定

【ビジョン体系（イメージ図）（案）】

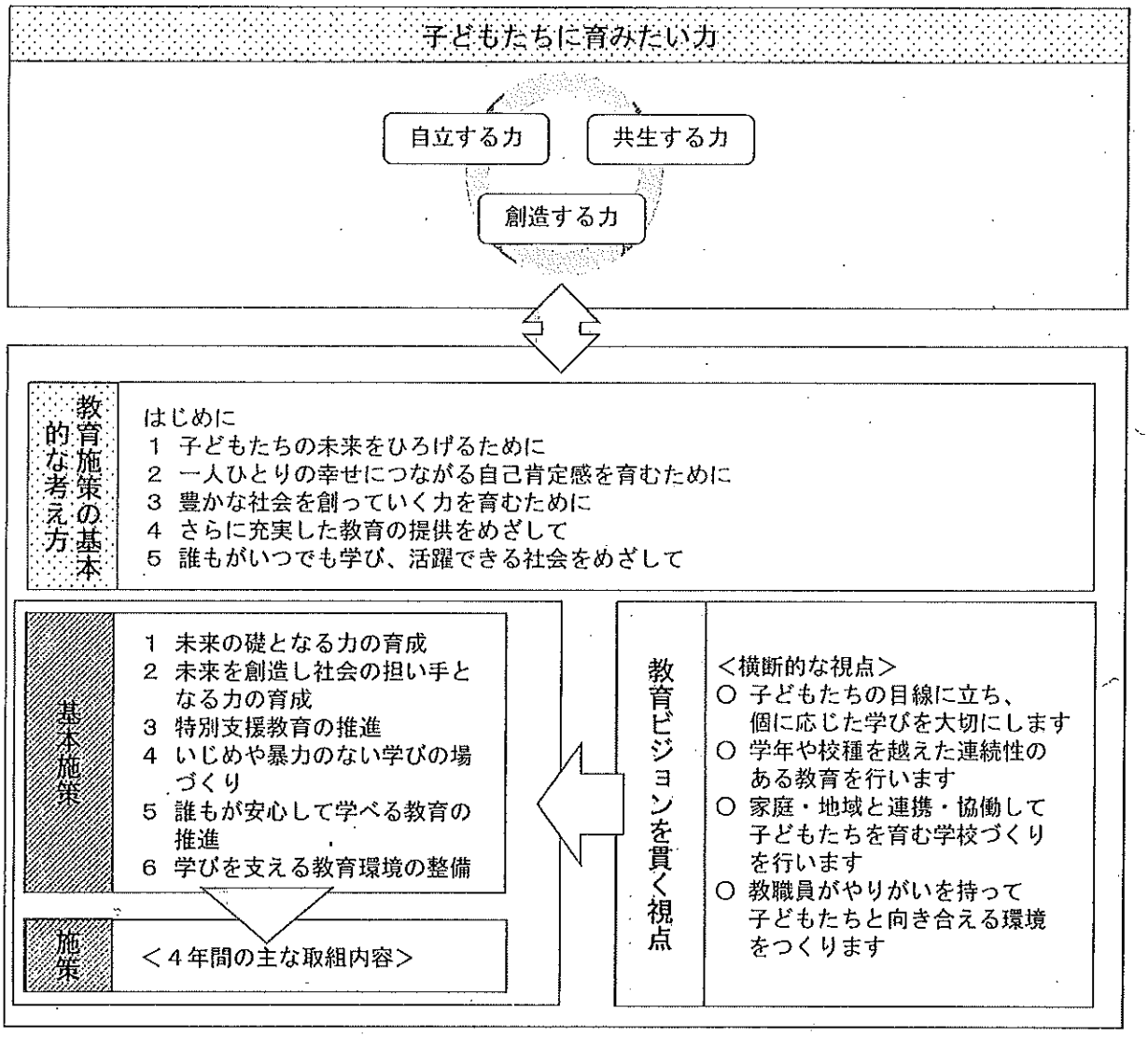

第１章　総論

・子どもたちに育みたい力

・教育施策の基本的な考え方

・教育ビジョンを貫く視点

第２章　基本施策・施策

・基本施策

・施策

「三重県教育施策大綱（案）」～「三重県教育ビジョン（改訂）（案）」～「みえ元気プラン」の関係

別紙１

三重県教育施策大綱（案）　R５～８年度

教育施策の基本的な考え方

- はじめに
  - 子どもたちは三重の宝
  - 社会の変化を見据えた教育の重要性
  - 三重に根ざした教育
  - 社会総がかりでの教育
  - 学校における学び
- 1 子どもたちの未来をひろげるために
  - いじめ問題の克服
  - 子どもたちの健やかな成長の支援と居場所づくり
  - 誰もが安心して学べる環境づくり
  - 学校安全の推進
- 2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために
  - 家庭教育の支援
  - 幼児期における取組
  - 学校における取組
- 3 豊かな社会を創っていく力を育むために
  - 学力等の資質・能力の育成
  - 自律した学習者の礎づくり
  - 豊かな人間性の育成
  - 主体的に社会の形成に参画する態度の育成
  - グローカル教育の推進
  - 読書・文化芸術活動の推進
  - これからの部活動
- 4 さらに充実した教育の提供をめざして
  - 教職員の資質・能力の向上
  - 教職の魅力向上
  - 「チームとしての学校」
  - ＩＣＴの活用
  - 地域との連携・協働
- 5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして
  - 社会・地域のニーズに対応した学び
  - 自己実現に向けた学び
  - 高等教育機関の役割

三重県教育ビジョン（改訂）（案）　R６～９年度

はじめに

策定の趣旨 | 位置づけ | 対象範囲 | 計画期間 | 全体構成

第1章 総論

1	**教育を取り巻く現状** （1）社会情勢の変化 ・人口減少、少子・高齢社会の進行　・家庭環境の変化　・グローバル化の進展 ・超スマート社会の進展　・脱炭素社会への移行　・労働の状況 ・人材に求められる能力等に対する需要の変化　・東京圏への人口集中 （2）子どもたち・学校を取り巻く現状 ・子どもたちの学力・心・身体の状況　・いじめ等への対応 ・多様な教育的ニーズを有する子どもたちへの対応　・地域との連携・協働　・教職員の勤務状況 ・学校におけるＩＣＴ活用状況　・新型コロナウイルス感染症の影響下における変化
2	**子どもたちに育みたい力** ・自立する力　・共生する力　・創造する力
3	**教育施策の基本的な考え方** 大綱から「はじめに」と1～5の全文を引用して記述
4	**教育ビジョンを貫く視点** ▽ 子どもたちの目線に立ち、個に応じた学びを大切にします ▽ 学年や校種を越えた連続性のある教育を行います ▽ 家庭・地域と連携・協働して子どもたちを育む学校づくりを行います ▽ 教職員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境をつくります

第2章 基本施策・施策

1	未来の礎となる力の育成	①	確かな学力の育成
		②	幼児教育の充実
		③	人権教育の推進
		④	道徳教育の推進
		⑤	読書活動・文化芸術活動の推進
		⑥	健康教育・食育の推進
		⑦	体力の向上とスポーツ機会の充実
2	未来を創造し社会の担い手となる力の育成	①	キャリア教育の推進
		②	グローカル教育の推進
		③	新たな価値を創り出す力の育成
		④	主体的に社会を形成していく力の育成
3	特別支援教育の推進	①	一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進
		②	特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進
4	いじめや暴力のない学びの場づくり	①	いじめや暴力をなくす取組の推進
		②	いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実
		③	いじめに対する迅速・確実な対応の推進
		④	いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実
5	誰もが安心して学べる教育の推進	①	不登校の状況にある児童生徒への支援
		②	外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成
		③	防災教育・防災対策の推進
		④	子どもたちの安全・安心の確保
		⑤	学びのセーフティネットの構築・学びの継続
6	学びを支える教育環境の整備	①	教職員の資質向上とコンプライアンスの推進
		②	学校における働き方改革の推進
		③	ICTを活用した教育の推進
		④	地域とともにある学校づくり
		⑤	学校の特色化・魅力化
		⑥	学校施設の整備
		⑦	家庭教育応援の推進
		⑧	社会教育の推進と地域の教育力の向上
		⑨	文化財の保存・活用・継承

第3章 教育ビジョンの実現に向けて

みえ元気プラン　R４～８年度

みえ元気プランで進める７つの挑戦
(6)次代を担う子ども・若者への支援・教育の充実

変化する社会の中で豊かに自分らしく生きる自律した学習者を育てる教育	自己肯定感を育むために
	自律した学習者を育てる学び
	グローカル教育
	デジタル社会に対応した学び
	読書および文化芸術活動
	これからの部活動
一人ひとりが安心して持てる力と可能性を伸ばすことができる教育	将来の自立と社会参画に向けて
	いじめをなくすために
	レジリエンス教育
	人口減少への対応
教職員の資質向上	より効果的な教育活動に向けて

施策

1-2	地域防災力の向上	学校における防災教育の推進
12-1	人権が尊重される社会づくり	人権教育の推進
14-1	未来の礎となる力の育成	確かな学力の育成
		豊かな心の育成
		健やかな身体の育成
14-2	未来を創造し社会の担い手となる力の育成	キャリア教育の推進
		グローカル教育の推進
		新たな価値を創り出す力の育成
		主体的に社会を形成していく力の育成
14-3	特別支援教育の推進	一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進
		特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進
14-4	いじめや暴力のない学びの場づくり	いじめをなくす取組の推進
		いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実
		いじめに対する迅速・確実な対応の推進
		教職員の資質向上と支援体制の充実
14-5	誰もが安心して学べる教育の推進	不登校の状況にある児童生徒への支援
		外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成
		子どもたちの安全・安心の確保
14-6	学びを支える教育環境の整備	地域との協働と学校の活性化の推進
		教職員の資質向上と働き方改革の推進
		ICTを活用した教育の推進
		学校施設の整備
		私学教育の振興
15-1	子どもが豊かに育つ環境づくり	家庭教育応援と男性の育児参画の推進
		子どもの貧困対策の推進
15-2	幼児教育・保育の充実	幼児教育・保育サービスの充実
16-1	文化と生涯学習の振興	文化財の保存・活用・継承
		社会教育の推進と地域の教育力の向上

８　令和５年度「三重の教育談義」の開催について

１　開催趣旨

県教育委員会、市町等教育委員会、公立小中学校及び県立学校等の教育関係者が、共通の課題意識のもとに、子どもたちの目線に立った教育実践と学校づくりを進めていくため、「三重の教育談義」を開催し、三重の教育のあり方をともに考える機会とします。

２　主催

三重県教育委員会、三重県市町教育委員会連絡協議会

３　対象

県教育委員会（教育委員、教育長、事務局職員）、
市町等教育委員会（教育委員、教育長、事務局職員）、
小中県立学校長、小中県立学校 PTA 役員　等

４　日程

令和５年１１月７日（火）１４時００分から１６時３０分まで（予定）

５　会場

三重県総合文化センター中ホール（津市一身田上津部田 1234 番地）

６　プログラム（予定）

13 時 30 分～14 時 00 分　受付
14 時 00 分～14 時 20 分　教育功労者表彰
14 時 20 分～14 時 30 分　休憩
14 時 30 分～14 時 35 分　教育長あいさつ
14 時 35 分～16 時 05 分　講演会
16 時 05 分～16 時 25 分　質疑
16 時 25 分～16 時 30 分　閉会

7　講演会

講　師：トリプル・ウィン・パートナーズ合同会社 CEO
　　目黒　勝道（めぐろ　まさみち）氏

講演テーマ：「自ら学び行動する自律型の組織づくりとリーダーシップのあり方（仮）」

《講師紹介》

1963 年生まれ。

1987 年　ヒガ・インダストリーズに入社

2000 年　スターバックスコーヒージャパン入社
　　2008 年からは組織・人材開発マネージャーとして、組織力向上施策を展開

2014 年　トリプル・ウィン・パートナーズ代表
　　ヒトと企業の成長を支えるべく人材マネジメント系研修・講演や人事制度構築コンサルテーションを実践

＜著書＞

「感動経験でお客様の心をギュッとつかむ！ スターバックスの教え」(朝日新聞出版)2014 年

目黒氏は、スターバックスコーヒージャパン（株）において長く人材育成に携わってこられました。また、人と企業の成長を支える人材マネジメント領域の研修・講演や人事コンサルテーションを数多く実践されています。目黒氏は、「スタッフ一人ひとりが、自分の仕事に誇りを持ち、やりがいを感じることで、よりよいサービスが提供でき、アイディアも生まれる。それがスターバックスを更に魅力的にさせる。」と語り、自ら必要な学びをマネジメントできる人材を育成されてきました。

自身の経験から、自ら学び行動する自律型の組織づくりとリーダーシップのあり方について示唆をいただきます。

※会場にて講演いただきます。

９　令和６年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について

１　県立高等学校募集定員の策定

県立高等学校募集定員については、教育の機会均等や多様な選択肢の確保等を考慮しながら、中学校卒業見込み人数、高等学校進学率、県内外への流入流出の状況、公私立高校の役割分担や各地域における設置数・学校規模、中学生の進路状況や高等学校への入学状況等を勘案し、「県立高等学校活性化計画」をふまえて総合的に判断し策定しています。

募集定員総数については、公私立高等学校の教育上の諸課題についての相互理解と、本県における高等学校教育の円滑な推進に資することを目的として設置した「三重県公私立高等学校協議会」（以下「公私協」という。）での協議を経て策定しています。

公私協では、「高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会」が令和４年２月16日にまとめた「令和９年度までの募集定員の公私比率等について」（以下「提言」という。）をふまえ協議しています。

[提言の要点]

令和４年３月から令和９年３月までの５年間で、中学校卒業者数が約1,000人減少することが見込まれる中、本県の高校が次代を担う三重の子どもたちにとって魅力ある学びの場であり続けられるよう、公私が切磋琢磨して取り組むことが大切である。今後も中学生の進路保障の観点を重視し、県民の理解が得られるよう、募集定員を策定することが求められる。

○　県立高校は、県内の広域にわたり学校を設置し、普通科や専門学科、総合学科を設置するなど多様な選択を可能にしている。私立高校は、設置者独自の建学の精神に基づき、個性豊かで特色ある教育活動を、経営の安定に努めながら展開している。このように、公私で担うべき役割や特性がそれぞれあることから、公私が協調して協議を行って募集定員総数を策定し、子どもたちの選択肢の維持・充実を図る必要がある。

○　地域ごとに中学校卒業者数の増減の状況、県立高校と私立高校の設置数や学校規模、中学生の進路状況などが異なることを勘案すると、各地域の公私比率については、桑名・四日市地域、鈴鹿・津地域、伊勢地域では、県立高校がやや低く、私立高校がやや高くなるように、松阪地域、伊賀地域では、現在と大きく変わらないように策定されることが適切である。（※尾鷲・熊野地域は県立高校のみ）

○　その結果、県全体の公私比率については、中学生の進路希望や進路状況などが毎年度変化することから正確に予測することは難しいものの、令和９年度には県立高校が74.0～74.5％程度、私立高校が26.0～26.5％程度となることが見込まれる。

2　令和６年度県立高等学校募集定員総数の策定

（１）令和６年３月中学校卒業見込み人数

令和６年３月の県内の中学校卒業者数は、令和５年３月の卒業者数 16,055 人に比べ 162 人減少し、15,893 人となることが見込まれます。

（２）全日制課程

ア　県内全日制高校入学見込み人数

県立高等学校全日制課程募集定員総数は、県内全日制高校入学見込み人数をもとに策定しています。県内全日制高校入学見込み人数は、中学校卒業見込み人数に、全日制計画進学率（来春の中学校卒業者のうち、県内外の全日制高校へ進学すると見込まれる割合）と流出入率（全日制高校進学者の県外への流出や県外からの流入の状況を示す割合）を乗じて算出しています。

①　令和６年３月中学校卒業見込み人数　　15,893 人（▲162）

②　全日制計画進学率　　89.3%（▲0.6）

卒業年月	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3
12月希望	92.4%	91.4%	90.8%	90.6%	90.0%	90.0%	89.1%	88.0%
実績進学率	90.4%	90.1%	89.8%	89.6%	89.2%	88.9%	88.1%	87.2%
				89.3%				

※令和４年度募集定員総数の策定までは、中学校３年生の 12 月進路希望状況調査の５か年平均値を使用。
※近年、計画進学率と実績進学率との差が大きくなっていたことから、公私比率等検討部会での協議をふまえ、令和５年度（前年度）から次のとおり変更。
【令和５～７年度】１～４年前の進路希望調査と５年前の実績進学率の５か年平均値
【令和８年度以降】１～３年前の進路希望調査と４，５年前の実績進学率の５か年平均値

③　令和６年度全日制高校進学見込み人数（①×②）　　14,192 人（▲232）

④　流出入率　　98.6%（+0.2）

卒業年月	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3
流出入率	98.7%	98.6%	98.0%	98.4%	98.4%	98.9%	98.5%	98.6%
				98.6%				

※（県内全日制高校入学者数）÷（全日制高校進学者数）を過去５か年平均した値。

⑤　令和６年度県内全日制高校入学見込み人数（③×④）　13,993 人（▲200）

イ　県立高等学校全日制募集定員総数

県立高校と私立高校の募集定員を合計した募集定員総数は、各地域における全日制高校入学見込み人数の増減や、提言に示された令和９年度までの各地域の公私比率の方向性をふまえ策定します。

募集定員総数は、全日制高校入学見込み人数よりも一定数多く設定しており、当該分は公私双方の募集定員（重なり）として扱っています。これは、県立と私立それぞれの高校が互いに切磋琢磨して、特色化・魅力化が図られるよう設けているものであり、その人数は過度な競争を避けるため、公私協の協議において２桁までとすることとしています。

令和６年度の県立高等学校の募集定員総数は、公私協における協議をふまえ、前年度の 10,640 人に比べ 200 人少ない 10,440 人としました。

令和６年度県立高等学校全日制募集定員総数　　10,440 人（▲200）

≪参考≫

- 私立高等学校全日制募集定員総数　　3,580 人（▲10）
- 公私比率　　県立：私立＝74.6％：25.6％
  （▲0.4：＋0.3）
- 重なり　　10,440 ＋ 3,580 － 13,993 ＝ 27 人（▲10）
  0.2％（▲0.1）

（３）定時制課程

前年度と同数の 770 人を募集することとしました。

（４）通信制課程

前年度と同数の 500 人を募集することとしました。

（５）各県立高等学校の募集定員

各県立高等学校の募集定員は、中学生が自らの進路について考える時期を十分にとることができるよう、毎年度夏休み前の７月上旬に公表しています。今年度も教育委員会定例会において、各県立高等学校の募集定員について審議・決定し、例年と同様の時期に公表する予定です。

三重県中学校卒業者数の推移と予測（含社会増減）

グラフ

令和5年5月1日　教育政策課調べ

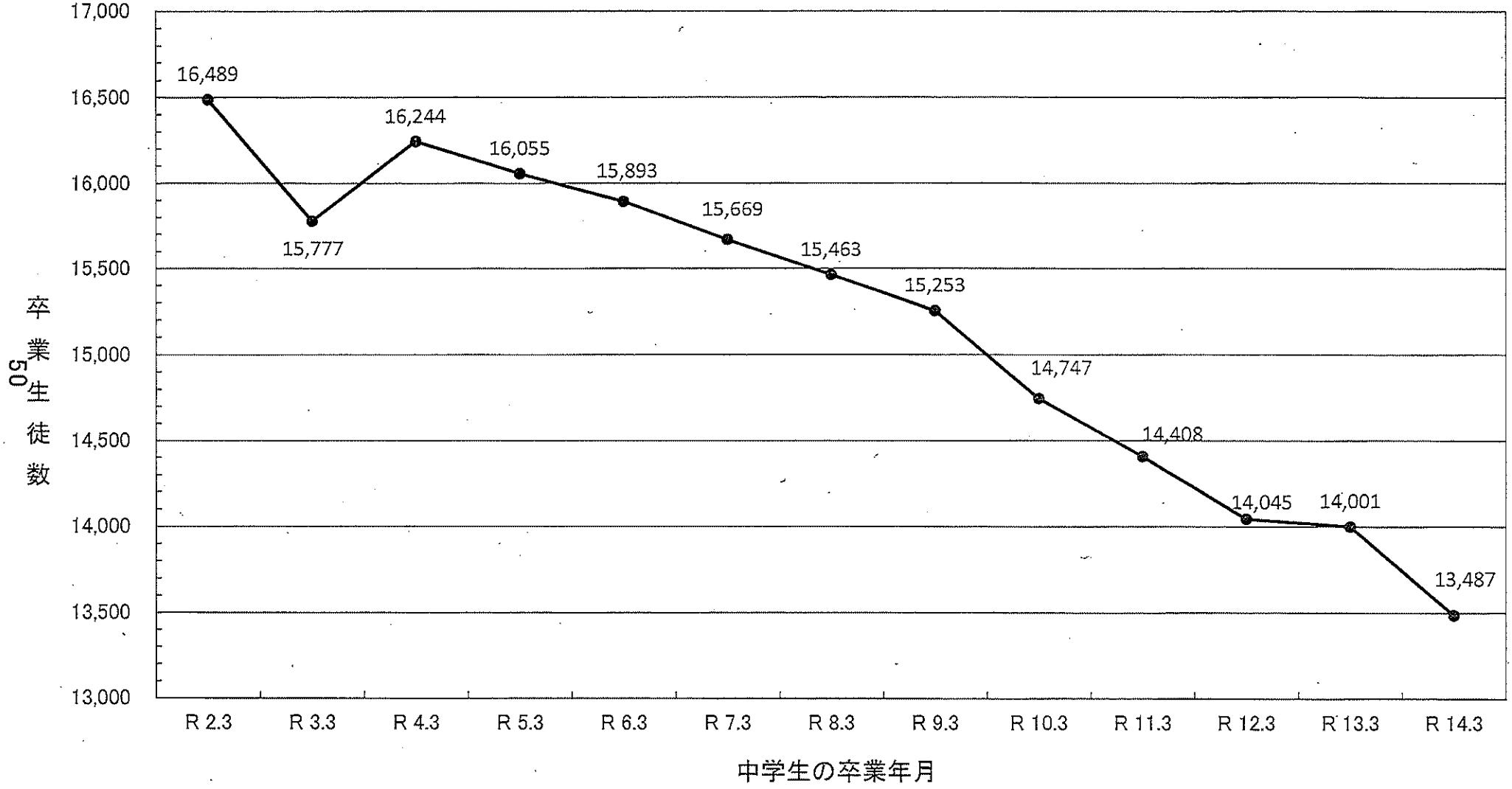

三重県　中学校卒業者数の推移と予測（含社会増減）

令和5年5月1日 教育政策課調べ

		R 2.3 卒業	R 3.3 卒業	R 4.3 卒業	R 5.3 卒業	R 6.3 現中3	R 7.3 現中2	R 8.3 現中1	R 9.3 現小6	R 10.3 現小5	R 11.3 現小4	R 12.3 現小3	R 13.3 現小2	R 14.3 現小1
桑名	卒業者数	1,986	1,941	1,972	1,979	1,950	1,979	1,935	1,928	1,893	1,851	1,819	1,754	1,736
	前年度対比		-45	31	7	-29	29	-44	-7	-35	-42	-32	-65	-18
	R5.3対比					-29	0	-44	-51	-86	-128	-160	-225	-243
四日市	卒業者数	3,578	3,418	3,649	3,437	3,420	3,423	3,439	3,349	3,310	3,239	3,061	3,175	3,094
	前年度対比		-160	231	-212	-17	3	16	-90	-39	-71	-178	114	-81
	R5.3対比					-17	-14	2	-88	-127	-198	-376	-262	-343
小計	卒業者数	5,564	5,359	5,621	5,416	5,370	5,402	5,374	5,277	5,203	5,090	4,880	4,929	4,830
	前年度対比		-205	262	-205	-46	32	-28	-97	-74	-113	-210	49	-99
	R5.3対比					-46	-14	-42	-139	-213	-326	-536	-487	-586
鈴鹿	卒業者数	2,416	2,259	2,409	2,221	2,415	2,264	2,254	2,215	2,098	2,109	2,099	2,038	1,906
	前年度対比		-157	150	-188	194	-151	-10	-39	-117	11	-10	-61	-132
	R5.3対比					194	43	33	-6	-123	-112	-122	-183	-315
津	卒業者数	2,686	2,586	2,520	2,655	2,636	2,524	2,527	2,465	2,429	2,374	2,323	2,288	2,261
	前年度対比		-100	-66	135	-19	-112	3	-62	-36	-55	-51	-35	-27
	R5.3対比					-19	-131	-128	-190	-226	-281	-332	-367	-394
伊賀	卒業者数	1,449	1,429	1,455	1,421	1,421	1,437	1,340	1,339	1,305	1,264	1,201	1,170	1,136
	前年度対比		-20	26	-34	0	16	-97	-1	-34	-41	-63	-31	-34
	R5.3対比					0	16	-81	-82	-116	-157	-220	-251	-285
小計	卒業者数	6,551	6,274	6,384	6,297	6,472	6,225	6,121	6,019	5,832	5,747	5,623	5,496	5,303
	前年度対比		-277	110	-87	175	-247	-104	-102	-187	-85	-124	-127	-193
	R5.3対比					175	-72	-176	-278	-465	-550	-674	-801	-994
松阪	卒業者数	1,924	1,801	1,844	1,934	1,854	1,872	1,808	1,800	1,747	1,581	1,622	1,629	1,600
	前年度対比		-123	43	90	-80	18	-64	-8	-53	-166	41	7	-29
	R5.3対比					-80	-62	-126	-134	-187	-353	-312	-305	-334
伊勢	卒業者数	1,966	1,827	1,879	1,925	1,727	1,754	1,717	1,724	1,564	1,568	1,576	1,542	1,429
	前年度対比		-139	52	46	-198	27	-37	7	-160	4	8	-34	-113
	R5.3対比					-198	-171	-208	-201	-361	-357	-349	-383	-496
尾鷲	卒業者数	228	242	248	220	211	182	197	197	157	165	140	149	137
	前年度対比		14	6	-28	-9	-29	15	0	-40	8	-25	9	-12
	R5.3対比					-9	-38	-23	-23	-63	-55	-80	-71	-83
熊野	卒業者数	256	274	268	263	259	234	246	236	244	257	204	256	188
	前年度対比		18	-6	-5	-4	-25	12	-10	8	13	-53	52	-68
	R5.3対比					-4	-29	-17	-27	-19	-6	-59	-7	-75
小計	卒業者数	4,374	4,144	4,239	4,342	4,051	4,042	3,968	3,957	3,712	3,571	3,542	3,576	3,354
	前年度対比		-230	95	103	-291	-9	-74	-11	-245	-141	-29	34	-222
	R5.3対比					-291	-300	-374	-385	-630	-771	-800	-766	-988
県内合計	卒業者数	16,489	15,777	16,244	16,055	15,893	15,669	15,463	15,253	14,747	14,408	14,045	14,001	13,487
	前年度対比		-712	467	-189	-162	-224	-206	-210	-506	-339	-363	-44	-514
	R5.3対比					-162	-386	-592	-802	-1,308	-1,647	-2,010	-2,054	-2,568